

# 令和3年度 自己点検・評価報告書

付  
一般財団法人大学・短期大学基準協会  
機関別評価結果



自己点検・評価報告書

令和3年度

名古屋文化短期大学

NFCC 学校法人 山田学園  
名古屋文化短期大学

## 令和3年度自己点検・評価報告書の刊行にあたって

学校法人山田学園 名古屋文化短期大学は、令和3年度に一般財団法人大学・短期大学基準協会の短期大学認証評価を受け、令和4年3月11日付で「適格」と認定されました。本書は、その短期大学認証評価を受けるに当たり作成した「令和3年度自己点検・評価報告書」に、一般財団法人大学・短期大学基準協会による「機関別評価結果」を加えて刊行したものです。

本学では一般財団法人大学・短期大学基準協会の定める短期大学評価基準に基づいて自己点検・評価を実施し、この基準に対応するための準備をしてきました。自己点検・評価を実施する過程で、建学の精神と教育の効果、教育課程と学生支援、教育資源と財的資源、リーダーシップとガバナンスなどの各基準に関する現状認識が深まり、今後の課題が明らかになり、教育の質保証への更なる充実、主体的な改革・改善の前進となるべく大きな成果が得られたと考えています。これは一般財団法人大学・短期大学基準協会の定める「短期大学評価基準」ならびに「短期大学認証評価評価校マニュアル」が本学の現状を分析するための優れた指針であることによるものと考えています。

また、令和3年9月のオンライン調査に当たっては、評価員の方々から、自らでは気づかない本学の特色に関する評価や、率直な意見や助言などをいただき、励まされたり、改善を促されたりすることが多々ありました。ピア・レビューの精神に基づいて、厳密でありながらも、同じ短期大学関係者として、本学の自己点検・評価活動を厳しくも温かく評価していただけたと感謝しています。

今回、短期大学認証評価を受けたことは本学にとっても貴重な経験であり、自己点検・評価活動は、主体的な改革・改善を推進するために極めて重要なプロセスと考えています。一般財団法人大学・短期大学基準協会ならびに評価員の皆さまに、感謝の意を表します。

今後は、教育の質保証を充実していくためにも、積極的に自己点検・評価活動を進め、より一層の教育内容及び財務状況の改善の向上に努め、本学の社会的使命を全うしていきたいと考えています。本報告書が学内外の方々の本学に対する理解を深めるための参考となりましたら幸いに存じます。

改めて、多くの皆さまに本学の取り組みを評価していただいたことに心よりお礼申し上げます。

令和4年5月  
学校法人山田学園  
名古屋文化短期大学  
学長 成瀬正春



令和3年度 認証評価

# 名古屋文化短期大学 自己点検・評価報告書

令和3年6月



## 目次

自己点検・評価報告書 .....	
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	1
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>15</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	18
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	23
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>27</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	40
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>51</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	51
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	58
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	66
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	70
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>75</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	75
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	77
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	78
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	



## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、名古屋文化短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年6月30日

理事長 山田 美智子

学長 成瀬 正春

ALO 太田 寿江



## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

山田学園の前身は、山田新平、久子夫妻によって昭和 8 年に開設された山田和服裁縫所である。この裁縫所は、母親としての家庭技術と、職業人としての裁縫技術の修得とを目的とした私塾であった。生徒は和服の仕立てを実地で学びながら、寮生活では自炊、洗濯などの家事を学び、同時に華道、茶道などの稽古を通じて教養や「女性のたしなみ」を身につけた。

山田和服裁縫所は昭和 12 年、青年学校として認可され、私立山田女子青年学校と称した。勤労青年のための学校として、和洋裁教育を中心に普通学科、体操、家庭科などを教授し、健全な心身と実生活に必要な技能と教養を身につけた女子の育成を目指した。

戦後、昭和 25 年に、この学校は家政科を設置する山田家政短期大学として再建された。学校法人山田学園は本学の他に、各種学校ナゴヤドレスメーカースクール（現在名古屋ビューティー専門学校）と各種学校山田簿記専門学校をもつ学園組織として昭和 26 年に設立された。これらの学校は昭和 51 年に専修学校に改組された。

山田家政短期大学は、昭和 29 年に中学校家庭科教職課程養成機関として、37 年に栄養士養成施設として認可を受けた。昭和 41 年には定員増を行い、42 年には家政科内に食物専攻と被服専攻（44 年に家政専攻に改組）を設置し、43 年には家政科第 2 部を設置した。昭和 60 年食物専攻を服飾専攻と食物専攻に分離し、61 年には家政専攻と服飾専攻の定員を増加した。

また昭和 61 年～62 年にカレッジ・アイデンティティ活動を行い、本学の教育理念の見直しを行った。その結果、「国際化・情報化時代の新しい可能性に挑戦できる力を備え、人間性と感性にあふれる優れた個性を持った学生を育成する。」と言う教育理念のもとに「自由な精神から自立が生まれる。国際的な視野から、新しいモノの見方が生まれる」をスローガンとして、昭和 62 年 4 月に校名を名古屋女子文化短期大学に変更した。また、学科も家政科から生活文化学科へと変更し家政科専攻を生活文化専攻に、食物専攻を食物栄養専攻に変更した。なお食物栄養専攻は平成 3 年に食生活専攻に変更した。平成 11 年度及び平成 12 年度に専攻科生活文化専攻（1 年課程）と専攻科生活学専攻（2 年課程）がそれぞれ認可された。

本学在学者は、平成 4 年には約 1400 名であったが、少子化の進行、高度成長の終焉、不況の時代に移行するのにもなって、平成 10 年ごろには 550 名前後に落ち込んだ。

このような状況下で教育のあり方が模索され、教育内容も大きな変更が加えられた。その主な点は、①生活文化の対象をさまざまな生活領域に拡大したこと ②生活文化を支える具体的な技術や資格を重視し、様々な資格の取得ができるようにしたこと ③実社会で活躍している人を積極的に教員として採用したこと ④男女共同参画社会に対応すべく、男女共学化を行ったことなどである。これらの改革にふさわしい校名として、平成 16 年に校名を名古屋文化短期大学と変更し現在に至っている。

## ＜山田学園及び名古屋文化短期大学の沿革＞

西暦(和暦)	事 項
1933年(S8年)9月	山田和服裁縫所創設
1937年(S12年)12月	私立山田女子青年学校に昇格
1948年(S23年)4月	各種学校ナゴヤドレスメーカースクール開校
1948年(S23年)6月	財団法人山田女子学園設立、山田新平理事長就任
1950年(S25年)4月	山田家政短期大学開学(家政科) 初代学長に川邊完道就任
1951年(S26年)4月	各種学校山田簿記学校(夜間部)開校
1951年(S26年)8月	学校法人山田学園と名称変更
1954年(S29年)4月	山田家政短期大学に教職課程(中二免・家庭)設置
1957年(S32年)6月	山田家政短期大学学長に山田新平就任
1961年(S36年)4月	山田家政短期大学学長に森川さく就任
1962年(S37年)4月	山田家政短期大学、厚生省より栄養士養成施設指定
1965年(S40年)4月	山田家政短期大学、厚生省より栄養士養成施設定員増許可
1966年(S41年)4月	山田家政短期大学入学定員増
1967年(S42年)4月	山田家政短期大学家政科を食物専攻、被服専攻に専攻分離
1968年(S43年)4月	山田家政短期大学に家政科第二部開設
1969年(S44年)4月	山田家政短期大学の被服専攻を廃止し、家政専攻を設置
1969年(S44年)4月	山田家政短期大学家政科第二部に教職課程(中二免・家庭)設置
1972年(S47年)4月	理事長に山田久子就任
1973年(S48年)4月	山田家政短期大学学長に遠藤邦三就任
1976年(S51年)4月	専修学校法施行により各種学校ナゴヤドレスメーカースクールを名古屋服飾専門学校、山田簿記学校を山田簿記専門学校(専修学校課程)に昇格、校名変更
1982年(S57年)4月	山田家政短期大学学長に大島茂就任
1985年(S60年)4月	山田家政短期大学家政科第一部に服飾専攻を設置
1985年(S60年)4月	理事長に山田健市就任
1987年(S62年)4月	山田家政短期大学を名古屋女子文化短期大学に校名変更
1988年(S63年)4月	家政科第一部を生活文化学科第一部に、家政科専攻を生活文化専攻に、食物専攻を食物栄養専攻に、家政科第二部を生活文化学科第二部に改称
1989年(H元年)11月	アメリカオレゴン州 ポートランド・コミュニティ・カレッジ(P. C. C.)と姉妹校協定
1991年(H3年)4月	食物栄養専攻を食生活専攻に改称
1994年(H6年)3月	山田簿記専門学校廃校
1995年(H7年)4月	名古屋女子文化短期大学学長に山田健市就任

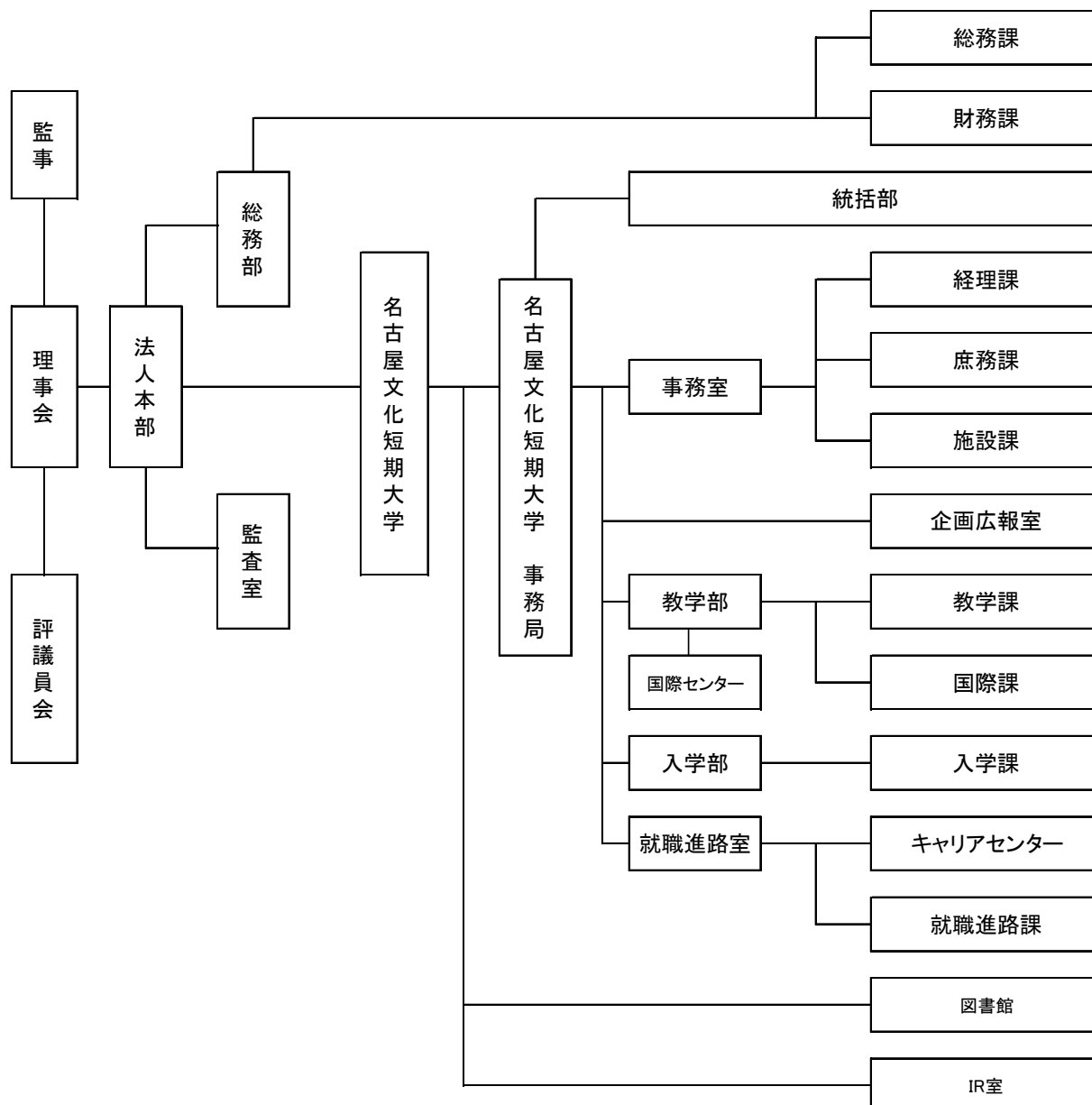
1999年(H11年)4月	専攻科生活文化専攻(1年課程)を設置
2000年(H12年)4月	専攻科生活学専攻(2年課程)を設置
2002年(H14年)2月	調理師養成施設認可
2003年(H15年)3月	製菓衛生師養成施設認可
2003年(H15年)12月	美容師養成施設認可
2004年(H16年)4月	名古屋女子文化短期大学を名古屋文化短期大学に校名変更 あわせて名古屋文化短期大学を男女共学とした
2005年(H17年)4月	服飾専攻をファッションビジネス専攻に改称
2006年(H18年)3月	名古屋文化短期大学生活文化学科第二部を廃止
2008年(H20年)3月	名古屋文化短期大学は財団法人短期大学基準協会の第三者評価 において「適格」と認定される
2013年(H25年)4月	学校法人 山田学園 創立80周年を迎える
2015年(H27年)3月	名古屋文化短期大学は財団法人短期大学基準協会の第三者評価 において「適格」と認定される
2017年(H29年)3月	理容師養成施設認可
2019年(H31年)4月	名古屋文化短期大学学長に成瀬正春就任
2019年(H31年)12月	学校法人山田学園 理事長に山田美智子就任
2020年(R2年)4月	3大学共同グローバルプログラム開始

## (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和3(2021)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
名古屋文化短期大学 生活文化学科第1部	名古屋市東区 葵一丁目17-8	290	580	511
名古屋文化短期大学専攻科		90	180	7
名古屋ビューティー専門学校		180	300	96

## (3) 学校法人・短期大学の組織図



令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在

## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

## ■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地は愛知県名古屋市東区葵一丁目 17 番 8 号である。立地地域の人口動態をみると、愛知県の令和 3 年 4 月 1 日現在の人口は約 743 万人、人口分布は全国平均に比べて 20 代～40 代の働き盛りの年代が多い。その県庁所在地である名古屋市は人口約 232 万人で、中部地方の政治・経済・文化の中核である。

本学は名古屋駅から地下鉄で約 15 分と極めて交通の便のよい立地で、都市型短期大学とすることができる。また、近隣にヤマザキマザック美術館、愛知県芸術文化センター、愛知県美術館、名古屋城、徳川美術館、蓬左文庫など、近辺に歴史遺産・文化施設などが多数存在しており、文化的に恵まれた環境にある。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

学生の過去5年間の入学動向は平成28年度から徐々に増加し、30年度は入学定員の290名に近い入学者数となった。しかし、令和元年からやや減少しているものの増加傾向が窺える。出身地別人数は愛知県出身者が半数以上を占め、次いで岐阜県と三重県が10%前後で、就職は地元志向が強い。特に令和以降は愛知県出身者が約80%に増加し、この傾向が強くなっている。

学生の出身地別人数及び割合

(各年度5月1日付け)

地域	平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知県	135	64.0	150	64.3	162	58.1	171	78.8	183	77.2
岐阜県	38	18.0	26	11.2	42	15.0	22	10.1	32	13.5
三重県	16	7.6	19	8.2	33	11.8	21	9.6	17	7.1
静岡県	6	2.8	11	4.7	6	2.2	1	0.5	2	0.9
長野県	1	0.5	0	0	3	1.1	0	0	1	0.4
滋賀県	0	0	0	0	5	1.8	0	0	2	0.9
福井県	3	1.4	1	0.4	4	1.4	1	0.5	0	0
石川県	0	0	0	0	2	0.7	0	0	0	0
富山県	1	0.5	3	1.3	0	0	0	0	0	0
その他	11	5.2	23	9.9	22	7.9	1	0.5	0	0
計	211	100.0	233	100.0	279	100.0	217	100.0	237	100.0

## [注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和2(2020)年度を起点に過去5年間について記載してください。

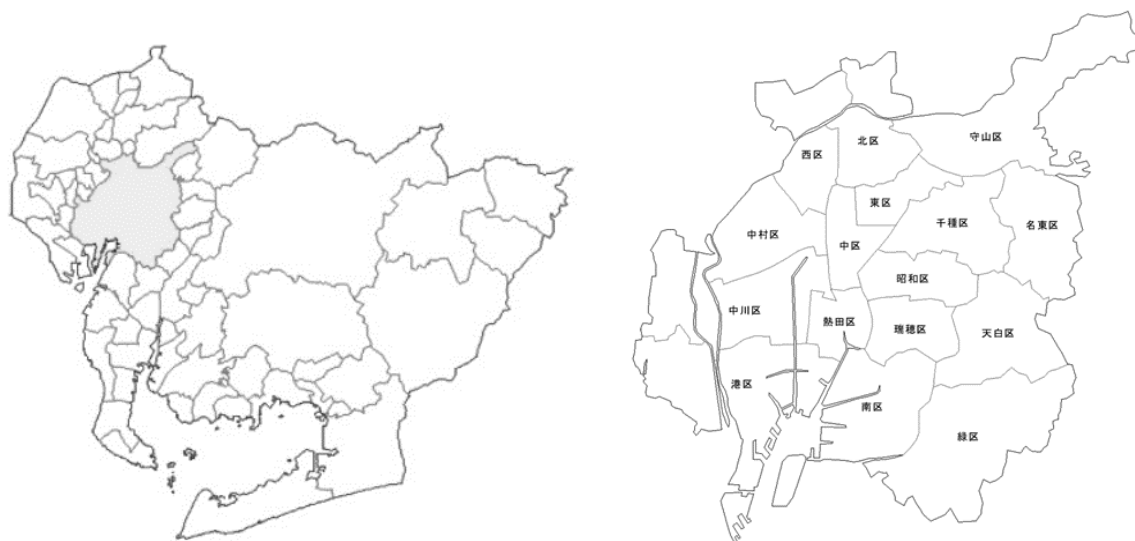
■ 地域社会の産業の状況とニーズ

愛知県は、トヨタ自動車関係企業、セラミックス産業等の工業、東三河を中心とした農林水産業、繊維産業等、多業種の企業を配している。また歴史的には織田信

長・豊臣秀吉・徳川家康の三大英傑を輩出しており、庶民の文化的関心が高い地域である。このような経済・産業と文化を背景として、本学は「実践を通じ高い生活技術を習得させ、よき社会人を育てる」という建学の精神のもと、実践型教育を進展させ、これまで地元の企業を中心に多くの卒業生を送り出してきた。

今、大学は「知(地)の拠点(Center of Community)」として期待されている。今後、さらに時代に対応した地域のニーズに応えられるように教養と人間性に重点を置いた専門教育を行っていきたい。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



## (5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検・評価] ○ 提出された自己点検・評価報告書に、記述しなければならない事項が記載されていなかった。また、誤記がみられたので、今後より一層の自己点検・評価報告書への組織的な取り組みが望まれる。
(b) 対策
前回の自己点検・評価報告書では記載漏れや不備な点が多く、正誤表を提出し、修正した。今回は複数人で担当し、自己点検・評価報告書の点検を進めた。
(c) 成果
作成マニュアルに従い記載しなければならない事項を確認し、誤記の無いように点検を組織的に取り組み、自己点検・評価報告書を作成することができた。今後の後継者の育成も重要であることを再認識できた。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] ○ 事務分掌規程、役員報酬規程、学長選任規程等に不十分な点があるので、運営が規程に基づくように整備する必要がある。
(b) 対策
指摘された規程については、平成 26 年度中に修正した。
(c) 成果
整備した諸規程に基づいた運営ができるようになった。今後も諸規程の点検整備及び規程に基づく運営に努めて行く。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <p>[テーマ B 物的資源]</p> <p>○ 生活文化学科第1部生活文化専攻の収容定員超過の状況を改善し、適切な教育条件の保全に留意されたい。</p>
(b) 対策
<p>教育内容の高度化に則した教育を適正な履修者人数で実施できるようにするために、コースの再編成及びミスマッチングを防ぐための入試改革を進める。</p>
(c) 成果
<p>目的意識を持った学生を集め、適正なクラス人数で授業ができる体制が整った。今後とも、適切な教育環境の保全に努める。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <p>[テーマ D 財的資源]</p> <p>○ 短期大学は帰属収支が収入超過で推移しているが、学校法人全体では、平成23年度、25年度に支出超過である。余裕資金に比べて負債が多いので、財務状況改善のための計画に従って、着実に改善を図る必要がある。</p>
(b) 対策
<p>歳出（必要経費を含む）の見直しを徹底的に行った。</p>
(c) 成果
<p>短期大学の収入超過であるが、法人全体としては、支出超過である。短期大学の収入が、他に流用されていないかとの指摘である。支出細目の見直しをした。その結果適正なバランスになった。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果



- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-1.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-1.html</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="https://www.nfcc-nagoya.com/entrance_guide/">https://www.nfcc-nagoya.com/entrance_guide/</a>
3	教育課程編成・実施の方針	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="https://www.nfcc-nagoya.com/entrance_guide/">https://www.nfcc-nagoya.com/entrance_guide/</a>
4	入学者受入れの方針	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-4.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-4.html</a>

5	教育研究上の基本組織に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-2.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-2.html</a>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-3.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-3.html</a>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-4.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-4.html</a>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-5.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-5.html</a>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-6.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-6.html</a>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-7.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-7.html</a>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="https://www.nfcc-nagoya.com/school_expenses/">https://www.nfcc-nagoya.com/school_expenses/</a>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-9.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/about-nfcc/nfcc-information-9.html</a>

## ② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	名古屋文化短期大学ウェブサイト「情報公表」において公表 <a href="http://www.yamadagakuen.ac.jp/nfcc_info.html">http://www.yamadagakuen.ac.jp/nfcc_info.html</a>

## [注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

## (7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

本学では「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づき、科学研究費等の競争的資金を中心とした公募型研究資金の適正な管理・監査体制の構築・運営に努めることを基本方針とし、「名古屋文化短期大学公的研究費の運営・管理に関する規程」（備付-規程集-32）を制定し、本規程に則って公的研究費を適正に管理・監査する体制を構築して運営している。また「名古屋文化短期大学科学研究費等補助金の不正防止に関する規程」（備付-規程集-39）に基づき捏造、改ざん、盗用、不正使用等の不正行為の防止に努めている。科学研究費に関する規定については教授会で公的研究費の適正管理・運営、不正行為の防止について十分に審議し徹底した。その後「コンプライアンス教育についての研修会」を全職員対象に実施し不正防止対策の理解や意識を高めている。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

## ■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

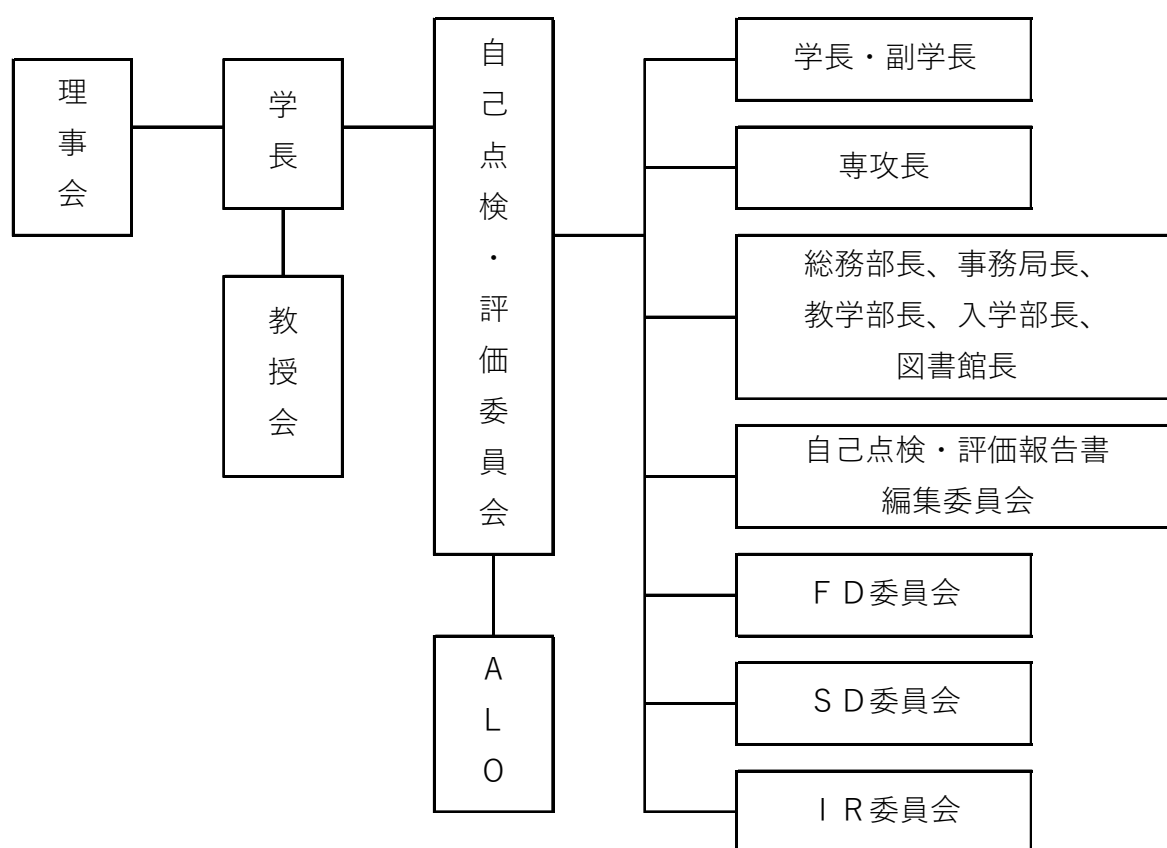
本学の授業内容及び授業方法の改善を図るための方策並びに教育研究水準の向上・活性化のための全学的な自己点検・評価に関する事項を審議するため、「名古屋文化短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検・評価委員会を設置している。本委員会の委員構成は以下の通りである。

自己点検・評価委員会(担当者、構成員)		
	理事長	山田美智子
委員長	学長	成瀬正春
ALO	副学長	太田寿江
	IR 室長	横田義男
	監査室長	玉木茂
	生活文化専攻長	福谷貴美子
	服飾美容専攻長	榊原桜
	食生活専攻長	山田実加
	総務部長 (兼) 名古屋文化短期大学 事務局長	大原博司
	入学部長	堀井厚
	教学部長	西銘亮
	教学課長	高嶋洋仁
	財務課長	長坂徳良

## 専門委員会：自己点検・評価報告書編集委員会

委員長		太田寿江	
資料担当		西銘亮	
基準Ⅰ担当	建学の精神と教育の効果	太田寿江	吉村いづみ
基準Ⅱ担当	教育課程と学生支援	福谷貴美子	西銘亮
基準Ⅲ担当	教育資源と材的資源	山田実加	榊原桜
基準Ⅳ担当	リーダーシップとガバナンス	成瀬正春	

## ■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



## ■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「名古屋文化短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、授業内容及び方法の改善を図るための方策並びに教育・研究水準の向上・活性化のための自己点検・評価に関する事項を学長が中心となり、副学長が学長の補佐をしながら、審議している。また、認証評価作業が円滑に行われるために、ALOが連絡調整をしながら、認証評価受審時における対応組織として役割を果たしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

自己点検・評価を行った令和2年度を中心として、自己点検・評価報告書完成までの活動記録は以下のとおりである。

表2 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年 月 日	活動項目	概 要
令和2年 8月26日	自己点検・ 評価委員会	1. 令和3年度認定評価校申請 2. 令和2年度自己点検・評価報告書作成の分担 3. スケジュールの確認 4. 平成30年度自己点検・評価報告書との内容変更点の確認 参加者 16名
令和2年 9月7日	説明会	1. 令和3年度認証評価ALO対象説明会 オンラインで実施 2. 短期大学認証評価に係る注意事項の確認 参加者 2名
令和2年 10月30日	自己点検・ 評価委員会	1. 自己点検・評価報告書の作成 2. 内部保障ループリックの確認 3. 平成30年度評価からみた留意事項の確認 参加者 9名
令和2年 11月11日	自己点検・ 評価委員会	1. 提出資料・備付資料の分担者確認 2. 自己点検・評価報告書の確認 参加者 4名
令和2年 11月18日	自己点検・ 評価委員会	1. 向上・充実のための課題確認 2. 自己点検評価報告書の分担 参加者 9名
令和2年 12月23日	自己点検・ 評価委員会	1. 自己点検評価報告書作成過程の確認 2. 基礎資料の分担 参加者 9名
令和3年 1月27日	自己点検・ 評価委員会	1. 自己点検・評価報告書作成に向け留意事項の確認 参加者 9名
令和3年 3月3日	自己点検・ 評価委員会	1. オンライン会議による調査の確認 2. 評価校マニュアル及び留意事項の再確認 参加者 9名
令和3年 5月26日	自己点検・ 評価委員会	1. 自己点検・報告書の内容確認 2. 電子データの確認 参加者 16名

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

## [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料 1. 大学案内 (NFCC GUIDANCE) 2021 2. 学生便覧 2020  
 備付資料 2. 生涯学習センター講義内容 3. 企業との連携契約書  
 4. ボランティア活動記録  
 5. 名古屋市教育委員会生涯学習課講座案内 (令和2年度)  
 6. 2019年度地域との連携・発表活動報告一覧  
 7. NFCC オープンカレッジパンフレット

## [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

## ＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。本学の前身は、昭和8年に山田新平、久子夫妻によって設立された山田和服裁縫所である。山田氏は「家と身上は嬢でもつ」といって、家庭と社会における女性の役割の大きさとその教育の大切さを強調した。昭和25年、戦後の新しい教育制度の下で、本学は山田家政短期大学として開学した。一般教養と学術文化の研究と、洋裁や調理の実習に重点をおいた家政学とを結びつけた高度な女子教育を行い、よき社会人を育成し、民主的で文化的な社会を作るという目標を掲げ、今日に至っている。建学の精神はこうした歴史と経緯を文章化しているが、箇条書きにすると、以下のとおりである。

- \* 普遍的で国際的な広がりを持つ、生活文化を教育の柱にすること。
- \* 国際理解の上に立ち、男女共同参画の下で自由と自立の精神を養うこと。
- \* 個人の尊重、人格の形成、正義と真理を追究すること。
- \* 教養と専門知識、専門技術を習得したよき社会人を育成すること。

昭和62年、本学は新たな教育理念として、「国際化・情報化時代の新しい可能性に挑戦できる力を備え、人間性と感性にあふれる優れた個性を持った学生を育成する」、「自由な精神から自立が生まれる。国際的な視野から、新しいモノの見方が生まれる—Internationally minded, free-spirited youth—」という理念とスローガンを掲げた。同時に教育内容を、家政学科から生活文化学科に変え、校名も名古屋女子文化

短期大学と変更し、本学における教育・研究の対象を家政学から生活全般に関する文化に拡げ、新しい時代に活躍できる人材を育成することを新たな目標とした。

平成 16 年に本学は男女共学化に踏み切り、同時に海外からの留学生にも積極的に門戸を開いた。これに伴って、校名を名古屋文化短期大学と変更した。これは家庭生活を基盤として出発した女子教育の内容を、より普遍的な内容と価値を持った、国際的な広がりを持つ生活文化として発展させるという新たな理念を基にしたものである。現代社会において、国際紛争、暴力、性差別や人権侵害など人間性を脅かす要因が多数存在し、また高齢化、少子化、環境問題、学生の勉学意欲の低下など日本の社会が抱える問題は非常に多い状況である。このような状況下で、真に国際理解の上にとって平和を追求し、男女共同参画の精神のもとで、自由と自立の精神をもち、個人の尊重、人格の完成、正義と真理を探究すること、教養と専門知識、技術を修得したよき社会人を養成することは、重要な意義を持つものであると考えている。開学時から時を経て、生活技術の水準が向上し、求められるスキルや知識は高度になったが、職業及び生活に必要な能力を育成するという教育理念は変わっていない。開学時に掲げられた、「実践を通じ高い生活技術を習得させ、よき社会人を育てるための女子教育・人間教育を行う」という建学の精神は、現在にも受け継がれている。

尚、教育基本法第七条では、「大学は学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と定められている。また、学校教育法の第 69 条の 2 では、短期大学の役割を「大学に相応しい職業及び生活に必要な能力を育成する目的を持つこと」と規定している。先述した建学の精神及び教育理念は、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有していると考えている。

建学の精神や教育理念の周知は次のように学内外に表明している。

- 1) A 館エントランスホールに、学園創立者のレリーフや教育理念を記したプレートを置き、建学の精神、教育理念の周知を図ってきた。
- 2) 学生便覧（提出-2）に建学の精神・教育理念及び学則・教育目的を記載し、オリエンテーション、その他の機会において周知徹底を図っている。また、本学の Web サイトにおいても建学の精神・教育理念を公表している。
- 3) 入学のためのオープンキャンパスにおいて、学長が本学の教育理念や特色を受験生・保護者に対して詳しく説明している。そのため、受験生に配布するパンフレット（GUIDANCE 2021）（提出-1）にも建学の精神及び教育理念が記載されている。
- 4) 短期大学及び学園の開学 50 周年、60 周年、70 周年など節目になる年度において、記念公演・事業・式典などを開催し、本学の現状や教育理念などを広く内外に伝えてきた。
- 5) 平成 25 年は山田和服裁縫所創設後の 80 周年に当たったので、創立者山田久子名誉教授の銅像を制作、さらに学内外の関係者、卒業生、教職員を招いて、開学記念式典を開催、創立以来の学園の歩みなどを振り返った。また、「平成時代における山田学園の歩み」という学園 80 周年記念誌（備付-1）を発刊し、建学の精神を確認すると同時に、平成時代における学園の歩みを振り返り、今後の展望を内外に示した。この際作成した動画「学校法人山田学園 80 年の歩み」を、平成 26 年度から本

学の Web サイト上に掲載し、内外を問わず閲覧できるようになっている。動画は毎年、入学式においても上映し、学生と保護者の理解を促している。

以上のように、本学の建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示しており、内外に表明され、学内においても共有されている。また、毎年の自己点検・評価活動において定期的に建学の精神が確認され、その後、委員が担当の部署に伝えることによって、意識の共有化を図っている。

#### [区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学においては名古屋市生涯学習センター主催講座への講師派遣、名古屋市との大学連携講座など地域・社会に向けた公開講座への協力を積極的に行っている。2020 年度 6 月 30 日には、名古屋市教育委員会生涯学習課の主催の大学連携講座として、「オニオンブレッドとスイートポテト」、「プロから学ぶ！話し方講座」、「組紐ディスクを使用した、アクセサリーづくり」、「オトナの魅せ方、マナーと美しい立ち振る舞い」の 4 講座を実施した。（備付-2.5）また、2019 年度に名古屋市教育委員会主催で開催された「土曜学習プログラム」では、地元の小学校に教員が出向き、朗読体験学習や、模擬結婚式、ダンス教育を行った。地域の生涯学習を目的として、学内に併設されていた「オープンカレッジ」では、2018 年度は 128 講座、2019 年度は 52 講座、2020 年度は 4 講座を開講し、それぞれ、1100 名、350 名、60 名の参加者があった（備付-7）。

各専攻は地域・社会の地方公共団体、企業、教育機関と連携して、様々な活動を行っている。例えば生活文化専攻では、2019 年 10 月 20 日に愛知淑徳大学と連携して「星が丘ブンカマツリ」を実施し、ブライダルコースによる婚礼行列の再現や、テーマパークダンス・バレエコースによるダンス発表を行った。テーマパークダンス・バレエコースは、学外で特に活発に活動しており、第 65 回名古屋まつりのイベント「シスターシティ・コレクション 2019」、「名古屋市消費生活フェア☆2019」でダンス発表を行った他、「JR セントラルタワーズ」や、陸上自衛隊第 10 師団の吹奏楽部と連携してダンスを披露している。

服飾美容専攻は、主にメイクアップやヘアメイク、衣服の分野で活動している。例えば、名古屋港で行われた 2019 年 12 月 7 日「Zombie Night」（名古屋港冬の賑わい創出実行委員会主催）では、メイクアップ・コスメティックコースの学生が特殊メイクを行い、ゾンビをリアルに演出した。その他、2019 年 2 月開催の「ハッピーママフェスタ 2019」では、トータルビューティーコースの学生がキッズヘアショーの手伝いを、



名古屋市青少年ミュージカル「Bon Voyage パリの回転木馬」と「アニーよ銃をとれ」では、舞台出演者のヘアメイクに参加した。同コースは2019年10月27日に開催された、半田商工会議所主催の「はんだまちなかフェスティバル」では商店街のハロウィンイベントでも来場者に傷メイクを施した。「公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター」と連携して行われた、2020年1月21日の「総合展『THE尾州』」では、ファッションクリエイターコースの学生が衣装制作に関わった。

一方、食生活専攻では、ここ数年、カフェ・製菓クリエイターコースの学生がフードバンク（株）と連携し、大手スーパー、ユニーのクリスマスケーキの開発に携わっている。名古屋でも最も規模が大きい地下街、サカエチカマチ（株）と連携した、クリスマスケーキの展示も継続して行い、クリスマスらしい空間の演出に寄与している。調理師・フードコーディネーターコースの学生は、まる本（株）と連携し、寿司を含めたビジネスプランの提案を行った。こうした様々な活動は、産学連携事業として地域の企業と協定を締結して行っている（備付-3）。

その他、地域社会への協力活動として、高齢者施設や小学校などへのボランティア活動などを行い、学生への実践的な教育を通して地域・社会への貢献を積極的に実施している。例えば2018年9月に西日本大豪雨が発生し、榎川が決壊した際は、農地の災害土砂の撤去ボランティアに参加した。また、2019年9月には、フィリピンのマニラ市バセコ地区を訪れ、地区小学校に未使用の衣服と手作りクッキーを贈った。その際の現地調査の成果は同年度に開催された学祭で報告し、教職員や参加できなかった学生と共有した。この活動は継続するはずであったが、現在はコロナ禍で中断している。2020年1月、長野県で千曲川が氾濫した際には、災害土砂の撤去に参加し、農地復元と被災家屋の撤去作業に加わった。こうしたボランティア活動は、学生会とボランティア部を中心に行われている。（備付-4）。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神理念が実社会でどのような意義をもっているか、また社会の変化に伴い、本学に何を求められているかなどを常に考察し認識することが必要であろう。自己点検・評価活動やFD・SD活動はこれらのことを行う有効な方法であるが、外部の評価を得るためには、今後も積極的に外部の様々な機関と連携し、本学の教育理念が社会の求める人材と適合しているかどうか、点検する必要があると考えている。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特記事項はなし。

#### [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

#### <根拠資料>

- 提出資料 1. 大学案内（NFCC GUIDANCE） 2021      2. 学生便覧 2020  
 3. 学則 2020      6. 学生募集要項 2021      7. シラバス 2020  
 備付資料 9. 外部評価委員会議事録      10. 学習成果に関する報告書

11. 授業の自己点検・評価報告書      12. 授業についてのアンケート  
 13. 非常勤講師懇談会配布資料      14. 卒業制作・発表関連資料  
 15. カリキュラム・マップ      16. 2020年度合同成果発表会パンフレット  
 18. 個人学修計画表      20. 学生自己評価シート  
 23. 令和2年度卒業生雇用主アンケート調査

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
 えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学では、建学の精神に基づいて、生活文化学科第1部とそれに属する3専攻、及び専攻科における教育目的・目標を次のように学則として定めている（提出-3）。

- 1)生活文化学科第1部においては、現代の生活文化を確立するために必要とされる高度な教養と豊かな情操、優れた感性と人間性を養うと同時に、国際社会で活躍できる広い視野と資質を身につけた人材の育成を目指す。
- 2)生活文化学科第1部生活文化専攻においては、従来の衣・食・住生活に関する領域に加えて、芸術・健康・美容などの専門的領域の知識・技能を修得し、現代生活の多様化に即した質の高い生活文化を実現できる人材を育成する。
- 3)生活文化学科第1部服飾美容専攻においては、ファッション及びビューティー業界の要請に応えうる人材の育成を目的とし、幅広い教養と専門的な技能、実務能力を習得し、優れた創造力、企画力、技術力を有する人材を育成する。
- 4)生活文化学科第1部食生活専攻においては、生活の基盤である食の分野において、家庭人及び職業人、社会人として現代社会を主導できる人材を育成することを目的とする。国家資格の取得にとどまらず、深い教養と柔軟な感性を持ち、時代の変化に対応した豊かな食文化を実現できる人材を育成する。

本学では、これらの目標をより具体的に実現するために、専攻の中にコースを設定し、それぞれにおいて、教養及び専門科目からなる教育課程を設定している。教養科目においては、高度な教養と豊かな情操、優れた感性と人間性を養うと同時に、国際社会で活躍できる広い視野と資質を身につけた人材の育成を目指し、高い倫理性をもち、基礎力を習得した社会人を育成するために、人間形成、キャリア形成、及び国際理解に重点を置いた科目を設定している。専門科目においては、実社会で必要な専門性や職業能力を得られるように科目を設定している。教養科目と専門科目、それらに求められる教育目標はカリキュラム・マップ（備付-15）で示し、毎年開催している非常勤講師懇談会でも各教員の担当する科目が、全体の体系の中でどのような役割があるのか、専任教員が説明している（備付-13）。

学科・専攻の教育目的・目標及び教育課程は、学生便覧に掲載し、オリエンテーションその他を通じて、学生に周知している。Web サイトには教育情報を公表しており、授業科目の到達目標はシラバス（提出-7）において明示している。学生がどのような知識・能力・技能を修得すべきかをディプロマ・ポリシーとして、また教育目標・教育課程編成の方針は、カリキュラム・ポリシーとして Web サイトに公開している。

学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。方法としては、卒業生が就職した企業にアンケートを送り、人間性（基本的な生活習慣、倫理観）、基礎力（基礎学力、基礎知識、基本 IT スキル、基本語学スキル）、社会人基礎力（主体性、実行力、働きかけ力、課題発見力、計画力、創造力、発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力）、専門性（専門知識、専門技術）について、A から E までの 5 段階で回答してもらっている（備付-23）。

年に一度開催される外部評価委員会では、名古屋市東区生涯学習センターに所属する職員に入ってもらい、本学の人材養成が地域の要請に役立っているか、また要請に役立っているためにはどのように改善すべきかといった意見を出してもらい、教育目的・目標の点検を行っている（備付-9）。

#### [区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I -B-2 の現状>

本学では建学の精神に基づき、学科・専攻、及びコースの教育目標を学則として定め、育成すべき人材を規定している。

そのために必要な学修内容を教育課程として具体化している。教育課程は教養科目と専門科目に分け、国際性と語学、専門知識と技術がバランス良く履修できるようにカリキュラムを組んでいる。それぞれの科目においては到達目標を設定し、どのような学習成果が上がるかを明確に示している。例えば、教養教育では情報処理や英語で公共性のある資格の取得が、専門教育においては各専門分野で求められる国家資格や検定の取得が示されている。教育課程におけるそれぞれの科目には、具体的な到達目標を設定し、学生がどのような知識・能力・技能を修得すべきか、すなわち学習成果を明確にしている。これらは学生便覧、シラバス、Web サイトなどで公表している。また、卒業時に習得していなければならない知識や能力はディプロマ・ポリシーとして公表している。

学習成果は次のような方法で学内外に公表している。

- 1) 授業計画（シラバス）作成に当たっては、各科目の意義と目的、到達目標、授業方法、実施スケジュール、成績評価法などを授業担当者が詳しく設定するよう求めている。それぞれの科目の自習時間数も記載し、事前・事後学習を促している。各科目の第一回目の授業内で、毎授業ごとのテーマ、事前・事後学習の内容を記載した「授業計画」を配布し、漫然と自習するのではなく、目的を理解し学習できるようにしている。
- 2) 成績評価に際しては、筆記試験、課題レポート提出、作品提出など多彩な方法により、厳格かつ多面的に評価できるように求めている。非常勤講師懇談会などでは、ルーブリックを使った成績評価について紹介し、より客観的な尺度で評価することを促している（備付-13）。
- 3) 各授業担当者に授業の終了時に成績評価に加えて、「学習成果に関する報告書」（備付-10）及び「授業の自己点検・評価報告書」（備付-11）を提出することを求めている。前者では成績評価の詳細（試験問題、レポート課題などの内容）、採点基準、成績分布、成績不良者への指導法などを報告することを求めている。後者では授業内容の適切さ、到達目標の達成度、学生の理解度、授業の有用性などについて、学生に対するアンケート結果（備付-12）を考察した内容を報告することを求めている。これらの内容をFD委員会・教務委員会などで分析・評価している。
- 4) 様々な分野の検定資格を取得させ、学外でも通用する客観的な学習成果を学生が得られるようにしている。その結果、学生は多くの資格を取得している。また、その結果を教授会で報告し、成果を点検・評価・分析している。卒業時には検定資格取得者の名簿（提出-4）を作成し、卒業式に列席した保護者や来賓にも配布している。
- 5) 卒業前には、各専攻、コースごとに様々な形式で発表を行い、学習成果を学内外に披露するとともに、発表した成果や作品に対するコメントやアドバイスをもらい、知識や技術の向上に役立てている。例えば、2020年度の成果発表では、声優・タレントコースは「落語の卒業発表会」と「卒業公演」を行った。地域の演芸場と文化劇場を借りて行った公演には多数の卒業生や地元の人々が集い、緊張した雰囲気の中で話術と演劇を披露した。総合美学・フォトビジネスコースでは、学内で卒業論文を発表する機会を設け、観客として参加した教職員や他コースの学生が発表についてのコメントを寄せた。ブライダルコースでは、コロナ禍における、新しい形のウェディング・コンテスト、ブライダルショーを行い、学内外から好評を得た。

ファッションクリエイターコースでは、2年間の集大成となる卒業制作作品のデザインから衣装制作まで行い、ファッションショー形式で発表を行った。また、衣装に似合うヘアアレンジとメイクアップの提案をメイクアップ・コスメティックコースが行い、当日のモデルへ技術を施した。調理師・フードコーディネーターコースでは、あいちの伝統野菜の活用を提案するレシピを考案し、Web投票やWebサイトなどを通じてレシピ配信による提案を行った。また、カフェ・製菓クリエイターコースは、サカエチカにて「世界のバレンタイン・スイーツコンテスト in

Sakaechika」を開催し、2年間の成果発表として各学生が考案するマジパンやシュガークラフト作品を展示した（備付-14）。

学習成果は学期ごと、そして卒業前に教員と学生が点検している。入学後に記入する個人学修計画表（備付-18）では、目標とする単位数や資格を記載し、毎期ごとに学生と指導教員が達成度を確認している。また、カリキュラム・マップに基づいて作成された、学生自己評価シート（備付-20）には履修した全ての科目の到達目標が記載されており、学生は取得した成績だけでなく、到達目標を達成できたかどうか、自分で評価できるようになっている。指導教員はそれを点検することによって、教育課程の目標と実際に得られた学習成果を点検し、教育課程の改善に努めている。

**[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

#### <区分 基準 I -B-3 の現状>

本学の卒業認定・学位授与の方針は以下のとおりである。

1. 現代社会を生きるにふさわしい人間性、創造性、文化的感性、倫理性、コミュニケーション力。
2. 生活文化全般、または服飾美容、食生活の各分野で必要とされる実践的な専門技術、即戦力、社会的能力。
3. 国際社会に対応できる柔軟な理解力、基礎的な知識や語学力。

本学の卒業認定・学位授与の方針で柱となるのは、高度な教養と人間性、国際社会で活躍できる広い視野と資質である。教育課程編成・実施の方針では、全学共通カリキュラムとして教養科目を置き、それを「人間形成科目群」、「国際理解科目群」、「キャリア形成科目群」に分け、3つの領域をバランス良く履修するよう指導している。また、国際社会で活躍するためには高度な専門知識や技術が必要である。各専攻、コースに専門科目を設置し、現代社会で求められる技術や専門性を高めている。入学者の受け入れ方針では、このような学位授与の方針を理解し、教育理念を実現できる人材を求めている。3つの方針は一体的に定められている。

平成 25 年に学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針が定められ、その後、入学者の受け入れ方針が定められた。前者の二つの方針は、教務委員会や自己点検委員会において、当時の学科長、専攻長を中心に教職員の意見を聞きながら定め、入学者受

け入れの方針は、教員と入学部で話し合いながら定めた。三つの方針を定期的に見直す中、専攻の学位授与の方針も定めるべきだという意見が出たため、令和3年度の学生便覧には、専攻単位の学位授与の方針が記載されるようになった。

入学希望者には、入学者の受け入れ方針を説明し、本学の教育目標を達成できる資質を備えた学生を入学させている。入学後は、学位授与の方針の下に定められた教育課程編成・実施の方針に則り、各学生が履修計画を立て、専攻またはコースの教育目標を達成できるように指導している。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は、受験生に配布する NFCC GUIDANCE（提出-1）、学生便覧（提出-2）、本学 Web サイトにおいて学内外に公表している。

#### <テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

専門科目については、国家資格や各種検定の取得で可視化しやすいが、教養科目の「心理学」や国際教養に関する科目については、学習成果が見えにくいという課題は残っている。そのため、英語では各種検定の取得を促し、「異文化の理解」や「海外研究」では各自一冊、研究ノートの作成を求めることで、学習成果を目に見える形で残すように努めている。

#### <テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特記事項はなし。

#### [テーマ 基準 I -C 内部質保証]

##### <根拠資料>

備付資料 8. 自己点検・評価報告書（2018年度～2019年度分）  
 10. 学習成果に関する報告書 11. 授業の自己点検・評価報告書  
 17. 委員会配置図（2018年度～2020年度分） 18. 個人学修計画表  
 19. 学習成果表振り返りシート 20. 学生自己評価シート  
 59. 教務委員会議事録  
 諸規程集 59. 名古屋文化短期大学自己点検・評価委員会規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### ＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

平成 17 年に自己点検・評価のための規程を定めた。この中で自己点検評価報告書編集委員会の任務は、自己点検・評価報告書を作成すること、及び FD・SD 活動を行うこととしている（備付-8）。これに基づいて毎年報告書を作成し、FD・SD 活動を行っている。報告書の作成には、各部門から自己点検・評価委員を選出し、各部門の意見を反映するように点検・評価を行っている。また、教授会や各部署での議論を経て報告書を作成している。ここ数年の自己点検・評価活動の結果として、教育理念の確立、教員組織の充実、シラバスの充実、学習成果の見直し、学生支援体制の充実、FD・SD 活動などが行われてきた。

さらに平成 28 年度より、自己点検・評価に客観的な視点を加えるため、学外の産業界等の参画を得て「外部評価委員会」を設置した。外部評価委員は、本学の教育に関連した産業界等（航空会社、旅行業、弁護士、ファッション関係新聞社、名古屋市東生涯学習センター）の方に委嘱し、第 1 回委員会を平成 28 年 10 月 6 日に開催した。その結果、インターンシップの事前指導が徹底されていないことが指摘され、試験を取り入れた指導体制に改善した。平成 29 年 10 月に開催された外部評価委員会では、当該委員が役員を務める航空関連企業に就職した学生の視野の広さが評価され、それに伴い、カリキュラムの教養部分をさらに充実させた。具体的には英語科目の拡大である。一方、ディプロマ・ポリシーで第一に掲げている「人間性の育成」については、産業界で求められている「強い精神力」に到達していないことを認識した（備付-9）。その後、令和 2 年まで貴重な意見を頂いている。毎年開催することで、社会の動きや、求められる人物像の変化を感じ取ることができるのも、本学にとっては利点である。これまでの外部評価委員には高等学校関係者はいないが、今後は高等学校の関係者への意見聴衆も行いたいと考えている。

自己点検・評価報告書は定期的に発行し、教職員に配布すると同時に学外へも配布し、本学の Web サイトでも公開している。全職員が執筆に参加することで、日々の業務では見落としがちな、全体の課題を発見し、自分の部署の改善点が見えることも大きな利点だと考えている。

### 〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### ＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

本学では、全ての科目において、シラバスで示されている到達目標を基に、教員が学生の到達度を査定する。教科はカリキュラム・マップをもとに設置し、それぞれの科目の達成目標を明確にしているため、学生の単位取得と成績評価が学習成果につな

がると考えている。

教員が学生の学習成果を査定する場合、できるだけ客観的な方法を用い、学生にも評価の根拠を示せるよう、ルーブリックを用いるよう求めている。教員は成績評価を提出する際に、各科目の「学習成果に関する報告書」（備付-10）を提出する。この報告書には、成績評価の方法や成績分布状況の記載だけでなく、その根拠となる試験問題やレポート課題、学生の出席簿の添付が義務付けられている。また、同時に提出する「授業の自己点検・評価報告書」（備付-11）には、到達目標の達成状況を記載する欄があり、授業内容の適切さや、目標の達成度を確認している。

また、一部の専門科目では、美容師や製菓衛生士、調理師などの国家資格や、各種検定の取得状況を学習成果の査定と捉えている。本学では職業教育を教育の柱として重視しているので、専門科目の教育課程は、目標とする国家資格や検定に合格することを目的として編成されている。従って、そのコースが目標としている国家資格や検定に学生が合格することも学習成果の査定であると考えている。

査定の方法は定期的に教務委員会（備付-59）で教務部長を中心に点検されており、令和3年にはレポート課題のルーブリックのあり方なども話し合う予定である。

教育の向上・充実のためにはPDCAサイクルの活用が重要だと考えている。学生は入学時に「個人学修計画表」（備付-18）を作成し、達成目標（コースで求められている目標、個人で達成したい目標）、半期ごとの取得単位数、資格、学外活動、卒業時までの人間的な成長目標を記載する。この計画表はコース主任が保管し、半期ごとに学生に見直させる。卒業時には、同じ項目からなる「学習成果振り返りシート」（備付-19）に、計画がどこまで達成されたか記入することにより、学習成果を可視化している。また、科目ごとの成果は、学年ごとに、学生が「学習自己評価シート」（備付-20）を使って、各期間で学んだことをまとめさせている。卒業前には、履修した授業全科目の達成目標、到達目標に対する自己評価、獲得した成績が一覧化されるので、学生が自分で二年間の学習成果を把握できるだけでなく、教員も指導している学生の成果が一目で理解できる。これらの資料を踏まえ、年度の終わりには各コース主任がコースごとの「学習成果報告書」を作成し、コースの教育内容、目指す資格、カリキュラムが適切であったのか振り返り、改善を要する部分は改善し、次の年度の教育に生かしている。

自己点検・評価委員会、FD委員会、SD委員会だけでなく、全ての委員会や組織で計画、実行、評価、改善に取り組み、学内の意見、外部の意見を取り入れながら、教育の向上・充実に努めている（備付-17）。

文部科学省から送られる関係法令の改正や通達については、常時、総務課からメールで学内の教職員に発信されている。全教職員は法令を理解し遵守している。

### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

大学教育に求められる質は、ここ数年で大きく変わりつつある。社会の大きな転換が迫っている中、変化に対応できる教養や技術、人間性を育成し、即戦力となる人材を社会に送り出すことが短期大学の使命であると考えている。そのためにも、教職員全員が教育理念を認識し、効果的な点検・評価システムにしたがってPDCAサイクルを実行することで、今後一層の内部質保証を高めたい。



**<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>**

特記事項はなし。

**<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>**

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

自己点検・評価活動などを通じて、本学の建学の精神及び教育理念を考察し、社会のニーズに応えることのできる大学づくりに生かしている。職員研修や新入生オリエンテーションを通じて、建学の精神、教育理念を正しく伝えており、それに組織的・計画的に取り組んでいる。

学習成果の質を向上するための授業計画の策定、実施、授業計画、学習成果の査定、授業改善などの PDCA サイクルにも取り組んできた。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

学習成果の査定をより客観的に行う必要があると考えている。具体的なアセスメント・ポリシーを策定し、PDCA サイクルを活用したい。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料 1. 大学案内 (NFCC GUIDANCE) 2021 2. 学生便覧 2020  
 6. 学生募集要項 2021 7. シラバス 2020  
 8. 学事暦 (新型コロナウイルス変更版)
- 備付資料 10. 学習成果に関する報告書 11. 授業の自己点検・評価報告書  
 12. 授業についてのアンケート 13. 非常勤講師懇談会配布資料  
 15. カリキュラム・マップ 19. 学習成果振り返りシート  
 20. 学生自己評価シート 21. GPA 成績分布  
 22. 期大学生調査 23. 令和2年度卒業生雇用主アンケート調査  
 24. 卒業生アンケート 25. 社会人基礎力チェックシート  
 32. 授業アンケート報告書

## [区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

学位授与の方針は学則とは別に定めており、学位授与はこの方針と学則に従って行われている。この学位授与の方針において、本学の学位授与は所定の単位を修得した上で、次の資質を備えることを求めている (提出-1.2.6)。

1. 現代社会を生きるにふさわしい人間性、創造性、文化的感性、倫理性、コミュニケーション力。
2. 生活文化全般、または服飾美容、食生活の各分野で必要とされる実践的な専門技術、即戦力、社会的能力。
3. 国際社会に対応できる柔軟な理解力、基礎的な知識や語学力。

なお、学位授与の方針は学科における方針であり、専攻別の方針は令和2年度に検討し、カリキュラム・マップに明示した。令和3年度には学生便覧へ明示している。また、常に社会が求める人材を育成すべくカリキュラムを見直しているため、コース

の内容が多岐にわたっている。これを踏まえ、現状はより専門性が高いカリキュラムを組むと同時に、時流に合わせた人材の育成を可能にするため、コース別に教育目的を定め、学生に理解できるよう指導を行っている。

学則上の卒業の要件は教養科目 8 単位以上、専門科目 56 単位以上、合計 64 単位以上と規定されており、教養科目 8 単位以上に加えて専攻ごとに設定された必修科目を修得することを指導している（提出-2）。さらに、学則上の卒業要件科目ではないが、コースごとに必修科目を設定している。これはそれぞれのコースにおいて特色と専門性を持った教育を行うためのものであり、学位授与の方針の 2. で言及されている「専門性」に該当する。学則にはコースが言及されていないが、コースで定められた科目、及びその必修科目を履修することにより、学位授与の方針で定められた「専門技術・知識、即戦力、社会的能力」が備わった人材を育成することが可能であると考えている。「卒業及び学位の授与」を含めた学科・専攻課程の規定は学生便覧に掲載している。専攻・コースごとの教育課程は、卒業要件や科目履修の方法も含めて学生便覧に記載し、わかりやすく解説している。

成績評価の基準については、平成 23 年度から厳格に評価をするよう全教員に依頼し、概ね改善されている。成績評価の基準は学生便覧に明記するとともに、教員側にも評価の基準を示す文書（備付-13）を成績提出時に毎回配布し、意識の共有化を図っている。成績を提出する際には、「学習成果に関する報告書」（備付-10）の提出を義務づけており、この中で教員と教学課が各科目の成績の分布状況を把握できるようにしている。

各種の資格、検定、認定資格の取得は学位授与の条件ではないが、全てのコースで奨励されており、取得方法や要件は学生便覧（提出-2）の中に明記されている。在学中に様々な資格の取得を奨励しており、例えば、教養科目で開講している「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」では、日本情報処理検定協会が主催する日本語ワープロ検定、情報処理検定などの社会的に認知されている資格の取得を目標とし、多数の資格取得者を出している（提出-4）。また、TOEIC IA・IB・IIA・IIB では、TOEIC の資格取得を目的としており、令和 2 年度には学内で IP テストも実施した。専門科目についても、コースの目標とする職業や就職先で求められる複数の資格の取得を達成目標に掲げ、なるべく多数の資格を取得するよう奨励している。さらに国家資格として、トータルビューティコースでは美容師受験資格、調理師・フードコーディネーターコースでは調理師免許、HRS レストランサービス技能検定 3 級、カフェ・製菓クリエイトコースでは製菓衛生師受験資格を取得できるようになっている。

卒業した多くの学生が専門の分野で仕事に就いていることや、4 年制大学の 3 年次に編入している学生も複数いることから、学科・専攻課程の学位授与の方針は社会的に通用性があると考えている。また、2 年次には台湾の中華大学、その後イギリスのサンダーランド大学または西イングランド大学への編入を行う、3 大学共同グローバルプログラムを実施していることから、卒業認定・学位授与の方針は国際的に通用性があると考えている。

学科のディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラムの見直しは、コースごとに毎年行い、常に改善を心がけている。学位授与の方針を定める際には、専攻及びコ

ースを担う教員によって専攻会議や教務委員会（備付-10）等で数回にわたり話し合われ、カリキュラムを作成する土台にした。今後も学位授与の方針を基に卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示す予定である。そのためにも、卒業時の学習成果がディプロマ・ポリシーに基づいて各コースが設定した目標や基準に達しているかを明確に判断する基準の作成が必要であると考えている。また、専攻・コースの多様性から言えば、各コースの学位授与の方針を作成することも視野に入れる必要がある。令和2年度は、専攻の教育目標という形で学生便覧（提出-2）に明示している。今後もより良い方針を定めるために学内で十分に議論し、より明確な方針を定められるよう努力したい。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

**<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>**

本学では、学位授与の方針に基づいて学科・専攻・コースの教育目標が定められ、それに従って教育課程を構築している。教育課程編成・実施の方針は以下のとおりである（提出-1.2.6）。

1. 多様な基礎的知識と基本的な学習能力の獲得のため、すべての学生が履修する全学共通カリキュラムとして教養科目が置かれています。科目の主な柱は、自立心や創造性を身につけるための「人間形成科目群」、国際理解力を高めるための「国際理解科目群」、そして社会で求められる基礎的知識を獲得するための「キャリア形成科目群」です。
2. 現代社会で求められる技術や専門性、独創的な感性を高めるために、専攻科目

が置かれています。さらにより高度な職業的能力を身につけるために、それぞれのコースで定める専門科目があります。実践で使える技術を習得するために、少人数制の実習科目を多く設置し、丁寧な個別指導を行っています。

3. 自分のコース、あるいは専攻を越えて幅広く関心のある科目を履修して広い視野を養うことができます。
4. 身につけた知識と技術を応用し、課題遂行能力を高めるために、学習成果を発表する機会を多く設けています。

学位授与の方針として挙げられている「現代社会を生きるにふさわしい人間性、創造性、文化的感性、倫理性、コミュニケーション力」と、「国際社会に対応できる柔軟な理解力、基礎的な知識や語学力」は教育課程編成・実施の方針の1.に該当し、「生活文化全般、または服飾美容、食生活の各分野で必要とされる実践的な専門技術、即戦力、社会的能力」は教育課程編成・実施の方針の2.に該当する。従って学位授与の方針と教育課程編成の方針は対応している。

教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。どの専攻、コースにおいても1年次は基礎科目、2年次には基礎を踏まえた応用科目を置き、学習成果に対応した、分かりやすく体系的な授業科目の編成を行っている。これらを反映した「カリキュラム・マップ」（備付-15）により、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連性を明確にしている。教養科目は大きく「人間形成」「国際理解」「キャリア形成」の科目群で構成され、専門科目は専攻・コースごとに特色をもたせ、専門教育、職業教育に重点を置いている。例えば、教養科目の「英会話」「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」では習熟度別にクラスを編成し、高校までに獲得した学習成果に対応している。「TOEICⅠA・B」「TOEICⅡA・B」は易しい内容から難しい内容まで、段階的に学べるようになっており、半期のみ履修も可能である。自分の学習成果に応じて、どの段階からも始められるようになっているので、多様な学生の到達レベルに対応できると考えている（提出-7）。

卒業の要件として学生が修得すべき単位数については実質化を図るためCAP制を導入し、1年間に履修登録ができる単位数の上限を45単位と定めている。

成績評価の厳格化は平成22年度から取り組んでいる。全教員の成績評価をデータ化したところ、成績評価の改善が望まれる科目もみられた。そこで、教授会に資料を提出し、平成23年度からは全教員がそれぞれの担当科目の達成目標を基準として、成績評価を厳格に行うことについての意識の共有化を図った。こうした取り組みは、非常勤講師懇談会（備付-13）においても共有され、平成25年度以降、実習・演習・講義に関わらず、概ね成績評価が厳格に適用されるようになっている。

シラバス（提出-7）には、到達目標、授業内容、授業時間数、準備学習の内容、成績評価の方法、教科書・参考書を明示したものを毎年作成し、学生に周知徹底している。シラバスの内容は山田学園Webサイトに公表しており、外部からも閲覧できるようにしている。前期・後期の授業開始時には、各回のテーマと準備学習の内容、他の科目との関連、受講及び学習に関するアドバイスが記された内容が閲覧でき、準備学習を含めた学習内容を詳しく明示している。

学科・専攻課程の教育課程の見直しは、学長、副学長、専攻長、コース主任が中心となり、授業目標の達成状況（備付-19.20.21）、履修状況、学生の授業評価（備付-12）などの観点から行っている。さらにコースの新設や廃止については、社会的ニーズの観点から、毎年見直しを積極的に行っている。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>**

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。教養教育にあたっては、その教養科目の履修を通して、基礎的な知識と学習能力を習得し、優れた人間性を育み、さらにはグローバルな視点を持ち、世界で活躍する可能性を広げることを目的としている。その中で3つの科目群を設定し、「人間形成」科目群では独創性あふれる文化的な感性を養い、「国際理解」科目群では異文化を理解し、世界での活動を見据えた語学力を身につけ、国際社会に対応することを目標としている。さらに「キャリア形成」科目群では実践的な知識を活かし、将来をデザインする編成となっている。

具体的に例を挙げると、「人間形成」の中に置かれた1年次に通年で開講される「生活と倫理」は各コースの指導教員が担当し、学習方法や社会で通用するマナーの指導を行っている。学生の中には社会性に欠けたり情緒が不安定であったりする者が見られる。このような問題に対処し、倫理性、コミュニケーション力を育むためにも必要な科目である。

「国際理解」の科目群の「英会話」においては、習熟度別に3クラスに分け、外国人講師によるスピーキング、リスニングに重点を置いた授業を開講している。さらに、これからますます加速化するグローバル化に対応できる人材を育成するために、「海外研究」「フランス語」「中国語」等の科目を置き、学生に視野の拡大を促している。

「キャリア形成」科目群は、学生が社会に出たときに必要とされる情報処理能力や、就職試験に役立つ一般常識、資格を取得できるよう設定された科目群である。特に1年次に開講している「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では、学生の職業に対する意識を高め、積極的に就職活動ができるよう、履歴書の書き方や面接指導を含めた実践的な就職指導を行っている。卒業には教養科目を8単位以上取得しなければならないが、「国際理解」の中からそれぞれ3単位以上取得することも要件に含め、学位授与の方針の中に定められている「3. 国際社会に対応できる語学力」に相当する資質を保証したい。

教養教育においては、専門分野を学ぶ基礎であることが教養科目の目的や到達目標で示されており（提出-2）、専門教育との関連は明確である。

また、授業の後半では学生による授業評価アンケート（備付-12）が行われ、その結

果を基に FD 委員会で検討され、最終的に教授会で報告がなされる。この報告や各科目に対応した検定試験の合格率等（提出-4）を基に、次年度以降の教育課程、シラバス等の改善に取り組んでいる。

尚、教養教育の効果の測定は「キャリアデザイン I・II」内で実施しているテスト、情報処理検定、TOEIC IP テストで行っている他、入学時と卒業前には「社会人基礎力チェックシート」（備付-25）を使い、主体性や実行力といった項目を 5 段階評価で実施することによって、精神的な成長を可視化する試みを行っている。令和 2 年度はコロナ感染を避けるために実施できなかったが、今後は TOEIC IP テストを入学後と卒業前に実施し、英語力の学習成果を測定したいと考えている。

**[区分 基準 II -A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準 II -A-4 の現状＞

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。美を究める人間力豊かな職業人を育成するため、3つの専攻を設置し、それぞれに高度な専門性に加え、多様なニーズに応えられる技術を身につけるための体制が確立している。また、実践で使える幅広い知識と技術を学ぶため多彩な講師陣が担当し、独創的な感性と職業的能力を身につけるための個別指導にも力を入れている。

例えば、生活文化専攻の専門教育では、いくつかのコースで「茶道概論」や「茶道実習 I」を開講しており、日本の伝統を重視したマナー教育を行っているだけでなく、日本文化に根差したコミュニケーションスキルを養い、卒業後、周囲の人々とよりよい人間関係を築ける人材を育てている。服飾美容専攻の専門教育では、専攻共通として「専門基礎」の科目群を置き、服飾と美容の異分野についての幅広い知識を修得することにより、新たな創造へ繋げる仕組みを作り、デザイン力や美意識を養いながら、コースごとの特色ある専門科目群が学べるようになっている。また、食生活専攻の専門教育では、専攻共通として「食生活」「健康科学」「調理」「食経営」等の科目群を置いている。その上にコースごとに特色ある専門科目を開講し、バランス感覚に優れた「食」のプロフェッショナルを育成している。

授業の後半では教養教育同様に、学生による授業評価アンケート（備付-12）が行われている。FD 委員会を経て、教授会で報告されるフローは同じであるが、次年度へ向けた改善の取り組みは各コース主任が中心となり専攻長や学長へ提案し、具体的に改善し決定していく。教育課程案として編成されたものは教務委員会（備付-59）で数回審議され、最終的に教授会（備付-55）での承認を得る形で確定する。

職業教育の効果を測定・評価することに関しては、各コースにおいて専門的な資格取得を推奨しており、それぞれの科目に対応した資格の受験を促している。資格の取得状況については各コース主任で把握し、卒業式には「免許・表彰・認定受領者名簿」（提出-4）を全卒業生に配布している。また、卒業後には就職先を対象にアンケート調査（備付-23）を行い、職業教育の効果が現場でどの程度評価されているかを確認している。その結果を基に、各コース主任は教育目標、教育課程、シラバス等の検討材料とし改善へと繋げている。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針とともに、建学の精神と教育理念に基づいて入学者受入れの方針を定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。(提出-1.2.6) 入学者受け入れの方針に基づいて実施された各種入学試験の結果を、学生が入学時に備わっている学修する力と捉え、その基盤の上に教育課程編成・実施の方針に沿って編成された教育課程を履修することで、学生が確実に身に付け達成することを期待されているものが学習成果であると考えている。この学習成果の具体的な内容は、卒業認定・学位授与の方針に基づいた到達目標として示されており、入学者受け入れの方針は学習成果に対応している。

本学の教育方針や教育課程、入学者受け入れの方針は、受験者に配布する学生募集要項（提出-6）やWebサイトで公表している。平成25年度に、従来の入学者受け入れの方針を見直し、学位授与の方針と各専攻の学習成果に対応するものに修正した。入学者受け入れの方針は以下のとおりである。



本学では、高度な教養と豊かな情操、優れた感性と人間性、国際社会で活躍できる広い視野と資質を身につけた人材を育成することを目標としています。こうした教育理念を実現するために、以下の資質を備えた方を求めています。

1. 将来の自らの姿を明確に考え、未来に対する夢や希望を持っている方
2. 常に探究心を持ち、専門職業人として日々、社会を形成する一員として貢献したい方
3. 学習意欲とコミュニケーション能力がある方
4. 何事にも好奇心を持ち、感性と柔軟な考えを持つ方
5. 様々な活動に積極的に参加する意欲がある方

こうした学生を受け入れるために「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜（社会人・海外帰国子女・外国人留学生）など、多様な選抜方法を設けています。

入学前には、以下のような学習をすることを推奨します。

1. 文章を沢山読み、読解力を高めるとともに、自分の考えをまとめて表現できる国語力を身につける。
2. 英語で基礎的な会話ができる語彙や文法を身につける。
3. 日頃の学習の中で興味を持ったことについて調べ、ノートにまとめる習慣を身につける。

平成 26 年度から入学者受け入れの方針を受験者に配布する印刷物（提出-6）にも記載し、入学前と入学後のミスマッチが起こらないようにしている。この方針は学科共通のものであるが、各コースの求める学生像についても学生募集要項に詳しく明記し、それぞれのコースで求められる資質や、育成する人材の目標を掲げている。また、Web サイトにも上記の内容を掲載し、内外を問わず情報の提供をしている。

入学者受け入れの方針で示されている入学前の学習内容は、多岐にわたるコースの目標を叶える上で不可欠である基礎学力を向上させることと、国際的な視野を広げるために海外研修への参加を促すことを目的としている。こうした資質は学位授与の方針にも対応している。

入学者受け入れの方針は入学者選抜の方法について直接言及するものではないが、入学者の選抜方法は、学生募集要項や Web サイトにその内容を記載している。高校等在学中に身につけた「学力の三要素」を多面的・総合的に評価するために「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜（社会人・海外帰国子女・外国人留学生）」の多様な選抜方法を採用し（提出-6）、大学教育につなげている。ほぼ全ての選考に入試前の面談や面接試験を課し、受験生が高校等在学中に取り組んだ主体的な活動を評価するとともに、受験生が本学の教育内容を理解し、それまで獲得した学習成果を大学での学習に生かせるかどうか判断したうえで入学を許可している。結果的に入学者受け入れの方針で示された「求める学生像」に対応した、資質の高い学生が入学していると考えている。

学生募集要項、Web サイトには授業料、その他入学に必要な経費を明示しており、受験生の問い合わせにはアドミッション・オフィスに相当する入学部が中心となり適切に対応している。近年は電話やメールでの対応に加え、SNS を活用した相談窓口も開設

し、幅広い対応を行っている。質問の内容によっては他部署、専任教員からも回答を得るなど、きめ細かな対応を心がけている。

また、入学部の担当者を中心に定期的に高校訪問を行い、高等学校関係者と意見交換する場を設けており、入学者受け入れの方針を始め、入試区分、選抜方法などを作成する際の参考にしている。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学は専攻の下にコースが置かれており、コースごとに取得目標とする資格、技術のレベルが設定されている。コースの教育課程が具体的な職業に就くことを前提に組まれていること、演習・実習科目が多いことから、学科・専攻課程の教育課程の学習成果には具体性があると考えている。取得目標となる資格は入学前のガイドブック（提出-1）や入学後の学生便覧（提出-2）に教育課程とともに記載されており、入学する前からオープンキャンパスで資格の取得を促している。1年次から2年次へ移行するとともにより難しい資格の取得や技術の習得ができるように教育課程が組まれていることも特徴の一つである。入学した学生は卒業前に予め設定された目標を達成できるよう、それぞれの教科担当者や、指導教員から促されている。

学科・専攻課程で示されている各コースの学習成果は、概ね獲得可能である。その根拠として、9割以上の学生が2年間で卒業していることが挙げられる。さらに、それぞれの学生はコースで掲げられた教育目標を達成して卒業している。例えば、食生活専攻カフェ・製菓クリエイトコースの教育目標として、「製菓衛生師の受験資格の取得」、「コミュニケーション&社会性、スキル、健康美、センス&美、グローバル&ローカルから成る学びを深める」といった内容が設定されているが、コースのカリキュラムを修了することにより、こうした目標も達成できるようになっている。

達成可能な理由として、教育課程が学習成果を踏まえて編成されていることが挙げられる。ほとんどのコースで、1年次には基礎的な資格を、2年次にはより高度な資格の取得を念頭に置いたカリキュラムを作成し、学生が無理なく高度な知識や技術を獲得できるように編成されている。教養科目においても、レポートや論文が書けるようにするために、「生活と倫理」の中で文章作成能力の段階を学期別に引き上げることを目指し、さらに「文章表現法」を開講し、個別指導を行うことで論述力を養っている。

本学の特徴として、専攻・コースのカリキュラム編成が具体的な職業を想定しているので、学習成果は実際的な価値があると考えられる。生活文化専攻では声優、タレント、テーマパークダンサー等を輩出してきた。服飾美容専攻は昭和60年より設置された服飾専攻時代を含めて、専門職として現在も多くの卒業生が活躍している。また、本学

の非常勤講師として専門科目の教職についている者もあり、これらは社会から評価されていると受けとめている。食生活専攻では、卒業生の多くが国家資格を取得し、調理師、レストランサービス技能士、製菓衛生師を生かしたフードビジネス産業での専門職として活躍している。2年間での技術・知識の習得が社会に出てから実践力としてすぐに使える人材であるとの評価を受けている（備付-23）。

学習成果を具体的に測定するために、GPA 制度を導入し、每期ごとの成績表に記載している。さらに指導教員には GPA 制度をもとに算出した学年順位表を配布し、指導している学生及びコース全体の学習成果を把握できるようにしている。さらに平成 24 年度から、半期ごとに学生が到達目標を定め、実際に達成した資格や取得単位などを記入する試みを始めた。每期ごとに取得した資格や、取得した単位数と成績によって学習成果を可視化している。（備付-19）資格試験の合格は学習への高い動機付けとなると同時に、学習成果の査定として有効であると考えている（提出-4）。

教員側に学習成果の測定を促すために、平成 25 年度 3 月に行われた非常勤講師懇談会（備付-13）ではルーブリックを使った測定方法を紹介し、実習科目を含めた科目の学習成果を具体的に可視化して評価することを全教員に促した。令和 2 年度には F D 委員会においてコモン・ルーブリックの検討が行われ、全ての科目のベースとなるルーブリックの作成を進めている（備付-56）。

平成 26 年度のシラバスから、それぞれの授業科目について、具体的・客観的評価が可能な到達目標を設定することを促した。専任教員については概ね実践できたが、非常勤教員についてはまだ不十分であった。そこで、平成 27 年 3 月に行われた非常勤講師懇談会で、学科長が到達目標の記載方法や厳格な成績評価について講演し、非常勤教員へ理解を求めた。今後は、具体的な到達目標が定められることを前提として、実際にどのような成績評価が行われたかの「査定」を十分に行い、評価の客観性を高めていきたいと考えている。成果を測定しづらい科目についても、ルーブリックなどを使って客観的な基準を導入し、数値化する必要があると考えている。査定しづらい科目、例えばグループで行う調理実習などについても、学生同士で評価することも考えたい。

さらに、短期大学として、育成すべき能力・学生が身に付けるべき能力を項目として列挙し、それらにそれぞれの着眼点を設定する必要があるだろう。各科目で、どの段階でいかなる能力の育成に資するのか明示することで、学生は何を求められ、どのような成長が期待できるのか明確になる。令和 2 年度は、目標を達成するために必要なカリキュラム・マップ（備付-15）を作成したため、より学生の理解を深めた指導が可能になると期待している。

本学のような多様なコースを有する教育機関において、統一した学習成果を測定することは難しいが、現在、様々な取組を始めている。例えば、学習ポートフォリオの作成例として、「学習振り返りシート」（備付-19）を導入しており、入学後の学習計画と実際の成果を学生と指導教員が半期ごとに振り返ることによって、より具体的な指導が可能になっている。卒業前には、取得した単位とその「達成目標」、実際に自分が得た学習成果を振り返らせることにより、2年間で何が得られたかを記入させている。（備付-20）こうした取り組みを、より精度を上げて実施していきたい。

**[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

本学では、学科・専攻・コースの教育目標に対応して科目の到達目標を置き、成績評価基準により学習成果を評価している。また教員は、成績状況、資格取得状況、就職内定状況、卒業展等の学習成果発表や学外コンテストの参加及び入賞などを通して、専攻やコースの教育目的・目標が達成されているかを把握している。

GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率等は、教務委員会（備付-59）及び教授会（備付-55）で報告され、コース主任のみならず、全専任教員が把握している。学生の業績はシステム上で管理していないが、コース長が入学時に目標単位数や資格を記入させ、卒業前にどれぐらい目標を達成したかを確認し、学習成果の測定に役立てている。（備付-19）ルーブリックを使った測定は一部の科目で既に取り入れている。将来的には、学生のポートフォリオを蓄積できるシステムを導入し、全ての教職員が端末から学生の成果を把握できるようにしたい。

短期大学生調査（備付-22）や学生による自己評価（備付-20）は継続して実施している。さらに卒業生アンケート（備付-24）や卒業生の就職した企業アンケート（備付-23）なども実施しており、同窓生の意見を参考にしながら、カリキュラムの改善に取り組んでいる。インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などのデータは蓄積しているものの、詳細な分析は行われていない。今後は、IR 室を中心として、詳細なデータの分析を行い、カリキュラムの構築や大学の運営に生かしたい。

現在、Web サイトを利用し専攻単位の GPA 分布（備付-21）や学生の授業評価アンケート結果（備付-32）などは公表を行っている。今後さらに充実した情報公表を検討していきたい。

**[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

卒業生の社会における評価の調査は行っている。卒業後評価は、卒業生が勤める就職先を対象にしたものと（備付-23）、卒業生を対象にしたもの（備付-24）、合わせて2種類を実施している。

就職先へのアンケートの評価項目は、人間性（基本的な生活習慣、倫理観）、基礎力（基礎学力、基礎知識、基本 IT スキル、基本語学スキル）、社会人基礎力（主体性、実行力、働きかけ力、課題発見力、計画力、創造力、発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力）、専門性（専門知識、専門技術）に分かれており、AからEまでの5段階で回答するようになっている。

平成31年度は、アンケート発送数113通、回答数37通、回答率は32.7%であった。集計した回答の結果（A評価）から、本学の卒業生が倫理観、規律性、基本的な生活習慣、主体性において高い評価を得ていることがわかった。一方で、基本語学スキル、働きかけ力、基本 IT スキル、創造力においては10%台の結果である。また、専門性における専門知識8%、専門技術12%と厳しい評価である。今後更なる強化が必要課題として考えられる。

令和2年度は、令和元年3月に卒業生した学生を対象として、卒業後評価のアンケート調査を行った。回答率は41.7%であった。全体の集計を見ると、企業から最も評価されている項目は、「社会のルールや人との約束を守る力」（規律性）であり、次に評価されている項目は「基礎的な生活態度やマナー・集団の中で生きる力」（基本的な生活習慣）であることがわかった。一方、評価が最も低い項目は、「仕事を行う上で必要なIT能力」（基本 IT スキル）、「課題解決に向けたプロセスを明らかにする力」（計画力）、「新しい価値を生み出す力」（創造力）である。全体的に社会人に必要な考え抜く力が不足している学生が増えていると感じられるので、この結果を教授会で発表し、「生活と倫理」や「演習」の時間に活かすよう求めた。

基礎語学スキルについてはまだまだ高い評価とは言い難いが、教養科目に国際理解の科目群を置き、グローバルに対応したコミュニケーションスキルの向上を図っている。令和2年度より「3大学共同グローバルプログラム」を確立し、今後さらにグローバル化に対応できる学生を社会に送り出したい。ちなみにアンケートの項目は学生に伝え、企業で評価される人間性や基礎力を2年間で身につける重要性を普段から認識させている。

卒業生を対象にしたアンケートは、令和2年9月に、平成2年3月に卒業した学生を対象として実施した。その内容は「あなたが大学で受けた教養・学習・生活支援について」と「現在の仕事で重要なもの」についての評価である。240名にアンケートを依頼したが、回答者61名だったので回収率は25.4%と低い値である。回答結果から「あなたが大学で受けた教養・学習・生活支援」については、図書館などの学習施設、一般教養全般、就職指導、学生交流の機会の順に評価が高かった。また、「現在の仕事で重要なもの」については、ホスピタリティーに関する能力、対人関係能力、情報を収集し整理する能力の順に必要であると回答されている。社会に出ると、人間関係を良好にすることが重要であることがうかがえる。

コース主任、専攻長はアンケートの結果を参考にしながら毎年カリキュラムの見直しを行っていることから、卒業生の評価はカリキュラムに反映されていると考える。

就職先を対象とした「本学卒業生に対する評価」については比較的高い評価を受けている半面、さらなる努力の必要性も感じられる。これらの結果を教育に反映させ、学習成果の向上を図りたい。今後はより詳細な質問を設定し、社会人基礎力(備付-25)を計ると同時に、「生活と倫理」や「キャリアデザイン」の授業と連動させながら、評価結果と授業を連結させることも必要である。

卒業生を対象とした評価については、いくつか課題が残る。第一に、調査項目を増やし、より具体的な内容にする必要があると考えている。最も改善すべき点は回収率である。今後は同窓生にメールで調査項目を送り、携帯電話から回答し、データを回収できるシステムを構築する必要がある。同窓会と協力しながら、新しい同窓会の在り方を協議すべき転換期に来ていると感じている。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学習成果の測定については、それぞれの授業科目について、具体的・客観的評価が可能な到達目標を設定し、シラバスに記載することが重要であると考えている。その上で、実際にどのような成績評価が行われたかの「査定」を十分に行い、評価の客観性を高めることが課題である。また、卒業時の学習成果が各コースの設定した目標や基準に達しているかを明確に判断する基準の作成が必要であると考えている。専攻・コースの多様性から言えば、各コースの学位授与の方針を作成することも視野に入れる必要がある。

その他、国際基準に合わせるため、平成26年度生から成績評価を「秀、優、良、可、不可」の五段階評価に変えた。GPAを算出する際は、不可を0点として換算する方式を取り入れ、より厳格な平均値を出している。現在は、特待生・奨学生奨学金を二年次に継続するかどうかの判定基準としてGPAを活用しているが、卒業や進級のための要件には入れていない。今後の課題として議論していきたい。

さらにここ数年は入学者にタブレットを持たせ、様々な学習支援を行っている。レポート課題や動画の活用、シラバス検索等、各コースにおいて使用しているが、まだ使いこなせてはいない部分も多いため、新しい成績評価基準やコンピュータによる学習システムに対応した授業方法及び環境の整備が課題である。

### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れの方針は明文化されている。学位授与は学位授与の方針に従って行われている。教育課程は学位授与の方針に対応しており、学科・専攻・コースの教育目標に従って体系的に編成されている。教育の質を保証するために、成績評価は概ね厳格に適用されている。シラバスには必要な項目が明示されており、第一回目の授業前に、毎回の授業のテーマと、授業を受ける際に必要な準備学習の内容を記載したシラバスをタブレット等で閲覧できる。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料 1. 大学案内 2020. 2021 2. 学生便覧 2020  
6. 学生募集要項 2020. 2021 7. シラバス
- 備付資料 4. ボランティア活動記録 10. 学習成果に関する報告書  
11. 授業の自己点検・評価報告書 12. 授業についてのアンケート  
13. 非常勤講師懇親会配布資料 14. 卒業制作・発表関連資料  
15. カリキュラム・マップ 17. 委員会配置図 (2018 年度～2020 年度分)  
18. 個人学修計画表 19. 学習成果振り返りシート  
20. 学生自己評価シート 21. GPA 成績分布  
23. 令和 2 年度卒業生雇用主アンケート調査 24. 卒業生アンケート  
25. 社会人基礎力アンケート 26. コミュニケーションアンケート  
27. 入学前準備講座 28. 履修登録マニュアル  
29. 新入生オリエンテーション 30. 学生身上調査書  
31. 卒業生進路一覧 32. 授業アンケート報告書  
33. 海外研修プログラム 2019 (2020 年は新型コロナウイルス禍の為無し)  
43. FD 委員会議事録 2018～2020 44. SD 委員会議事録 2018～2020  
59. 教務委員会議事録 60. 学生委員会議事録  
61. 就職進路委員会議事録 62. 図書委員会・紀要変種委員会議事録  
63. 国際理解推進委員会・留学生支援委員会議事録  
64. 情報処理委員会議事録

## [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

- ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

本学では、学科・専攻・コースの教育目標に対応して科目を設置し、個々の科目について到達目標を置いている。到達目標はシラバスに記載され、教員はシラバス（提出-7）に記載された到達目標に従って成績評価をしている。授業終了時には、成績評価を基に学生の学習成果を精査し、各科目の到達目標が適切であったかどうかを「学習成果に関する報告書」（備付-10）にまとめ、教学課に提出している。教員から提出された「学習成果振り返りシート」（備付-19）は各コース主任がチェックし、コースの教育目標と学生の学習成果が適合しているかどうかの判断材料として活用している。

学生による授業評価アンケート（備付-12）は全科目を対象に毎年実施している。アンケートの集計は携帯電話を使って入力できる「グーグル・アンケート」を利用している。学生が直接サイトにアクセスし、データを入力できるので、率直な数字や意見が反映される。集計結果は教学課が各担当教員に戻すが、この際、教員が数字を修正できないようにデータをロックしている。このデータを基に、教員は「授業の自己点検・評価報告書」（備付-11）を提出している。教員はこれらの結果を共有し、授業やカリキュラムの改善のために活用している。（備付-32）学生の授業評価の数値は、FD委員会で検討され（備付-43）、評価の低い教員には「授業改善計画書」の提出を義務づけている。「授業改善計画書」を提出した教員の授業はFD委員が参観し、改善が図られたかどうか、精査している。また、全教員の授業評価の数値は教授会で共有し、各コース主任、専攻長が各科目の担当者を決める材料として利用されている。

FD委員会は教務委員（教員のみ）で組織され、主に授業、教育方法について検討している。これまでに、学生による授業評価の改善（多人数科目へのマークシート導入、アンケート項目の改善）、授業参観の実施、教員へのセミナー開催等を行い、効果を上げている（備付-12. 32. 43）。

教員間の意思疎通は、専任教員は各種会議等（備付-17）で、非常勤講師は懇談会等（備付-13）で行い、情報交換の緊密化、学生の授業態度の確認等に努め、協力、調整を図っている。特に授業内容については、毎年、年度開始時に開催される非常勤講師懇談会で、コース長がコースの教育目的と各科目の「位置づけ」について説明してい



る（備付-15）。これによって専任・非常勤に関わらず全教員がコースの到達目標を理解でき、それぞれの授業の目的を達成しやすくなっている。尚、非常勤講師懇談会は、教員同士がそれぞれの授業内容について話す機会も兼ねているので、複数教員が同一科目を担当する際の重複や、内容の不均衡を解消する役割も果たしている。さらに GPA 成績分布（備付-21）も参考にし、学生の学修及び到達目標の適正を図っている。

学生が無理なく到達目標を達成できるよう、年度開始時には、新入生オリエンテーションと、2年生向けのオリエンテーションを開催し、履修や卒業に至る指導を行っている（備付-29）。在籍中の履修状況及び単位取得状況は指導教員が定期的に把握しており、1年生で開講されている「生活と倫理」と、2年生で開講されている「演習」で個別指導を行っている

ほとんどの委員会に事務職員が配属され（備付-17）、学習成果の達成状況を把握している。さらに、教学、入学、就職などの多岐にわたる所属部署の職務を通じて教員と協力し、学習成果達成のために貢献している。例えば、オープンキャンパスは全教職員で行っており、入学部は全教職員を対象に学科、専攻課程の教育目的、目標についての勉強会を開催し、全教職員が同じ説明ができるようにしている。

SD 委員会では、全教職員のアンケートを基に、毎年「講演会」や「研修会」を行い、履修、卒業に至る支援を行っている（備付-44）。

学生の成績記録はキャンパスプランのシステム内で保管している。

図書館や情報処理関係では、学習成果の獲得に向けて、整備や技術の向上を高めて貢献している。図書館の管理は図書館長と司書2名で行い、さらに教員4名を加えた図書委員会に諮りながら運営している。図書の購入、入学時の図書館のガイダンス、学内への情報発信、環境整備、利便性の向上、利用者への指導・助言等の支援をしている。令和元年からは、初年次教育の一環として、「図書館リテラシー」を始めた。これは、司書2名が各コースを回り、論文の書き方や文献の検索方法などを指導するもので、レポート作成や学生の研究活動に役立っている（備付-62）。

情報処理関係については、情報処理委員会（情報処理演習の教員2名、職員1名）で学内全体のコンピュータ設備の利用や管理、学習成果への支援等を討議している。情報処理実習室-2 教室（合計約70台のパソコン）、アパレル CAD 実習室-1 教室（アパレル CAD、オフィス、フォトショップ、イラストレーター等のソフトを配備したパソコン20台）、ナレーション実習や発声法、再生や合成、吹き替え等に対応したスタジオ305 教室（AV機器に接続された編集作業用コンピュータ1台）があり、授業をしていないときは学生が自由に使用できる。また、有線による学内 LAN がほとんどの教室に整備されている他、学内全体には学生が自由に利用できる Wi-Fi が完備されている。図書館、就職進路指導室等、学内に配備されたパソコンは利用目的を限定せず利用可能である。コンピュータ技術の習得を目的とした「情報処理演習 I・II」の他、履修登録のコンピュータ入力、レポート作成等へのコンピュータ活用を奨励し、学生は卒業前には概ねコンピュータを使用できるように指導している。また、複数の英語科目で音声を共有ファイルに入れており、学生がコンピュータを使って自習ができるようにしている。教職員には毎年、教職員対象の情報処理講習会を SD 委員会と合同開催し、学生指導力の向上を図っている。

コロナ禍で問題となったハイブリット型授業での学習効果等、いかなる場合でも学生の学習効果の保持と向上に向けて新たな方法とその実施について考察する必要がある（備付-64）。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

**<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>**

学習の動機づけのために、学年始めのオリエンテーションや各学期の成績発表時にガイダンスを行い、履修指導をしている。新入生には、入学直後のオリエンテーションで短大の授業形態や履修に関して学生と保護者に説明し、卒業に向けての履修計画を立て、1年間の履修登録を行っている。

保護者と新入生を対象としたオリエンテーションは「保護者同伴オリエンテーション」と名付け、数十年に亘り開催してきた。保護者にも建学の精神、教育理念、履修方法、単位取得方法、卒業の要件などを理解してもらい、大学と一体となって、学修を支援することが大きな目的である。学生の欠席が増えた場合には、保護者の理解や支援が得られるため、退学防止にも役立っている（備付-18.19.20.28.29）。

1年次終了時には、保護者に成績表と指導教員のコメントを記入した学習状況を発送し、学習成果の向上を図っている。2年生は、学年始めのオリエンテーションで卒業に向けての履修指導を行い、問題のある学生については教学課との連携により対策を検討している。

学習成果の獲得に向けて、学生便覧（冊子）・時間割・授業計画を配布し、シラバスはWebサイトに公開している。なお、単位に対する実質的な授業時間の確保を目的と

して、平成23年度から自習時間を学生便覧（教育課程表等）・シラバスに記載し、シラバスの様式を変更した。さらに、授業初回に提示する授業計画書は自習内容を記載し、教員は学生の自主的な学習を促している（提出-2.7 備付-18）。

基礎学力の不足等で授業進度についていけない学生には、補習授業の場として「チュータリング」の時間を1週間に1コマ（90分）設け、専任教員が指導できる体制をとっている。教養科目の英語や情報処理演習においては習熟度別のクラス編成を行い、多様な学生に対応した指導を行っている。また、進度が速い学生や優秀な学生には外部のコンテスト等への参加を勧め、学生の能力を引き出すように支援している。

学習上の悩みは指導教員や関係専任教員が随時対応し、教員に聞かれたくない場合は学生相談室のカウンセラーが対応している（提出-2）。

入学生の学力差は年々大きくなる傾向にあり、今後、学習の動機づけに焦点を合わせた学習の修得方法や、学生の自主的な学習を促すための教授法の検討が必要である。教員は学生一人一人の学力差を認識し、各々にあった学習の習得方法を見出しながら指導を続けているのが現況であり、指導方法は多義に渡る（備付-32）。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

### ＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援は、各コースの指導教員、学生委員会、教学課が連携して行っている。学生の個人情報について、学生身上調査書（備付-30）を、各コースの指導教員が厳重に保管し、学生個々の指導に必要な場合は参考としている。また、学生委員会（学生問題検討委員会を兼ねる）は、各専攻代表教員4名、看護師1名、教学課員1名で構成され、学生会、大学祭、クラブ等の活動支援、禁煙、公共マナー指導、避難訓練・新入生ボウリング大会など、健全な学生生活を送るための支援を行っている。また、学生問題検討委員会として、心身の健康や様々な問題を抱えるための学生の現状把握と問題解決等を討議している（備付-59.60）。

学生の主体的な活動は、学生会、クラブ活動、大学祭で、学生会は全学生で組織され、自主的活動を通して学生相互の親睦をはかり、豊かな人間関係を築くことを目的としている。学生会の代表者が学生会執行役員となり、各行事等の企画・運営を実施している。活動経費は学生会費、保護者の会援助金、同窓会の援助金である。

クラブは学生が自主的に運営しており、各クラブ長でクラブ運営委員会を組織し、指導は顧問（主に本学教職員）と学生委員会が行っている。クラブ活動費は学生会費からクラブ援助金として配分され、活動実績に応じて各クラブに配分している。令和2年度のクラブ数は文化系19、運動系4の合計23クラブで、大学祭やオープンキャンパスでは作品の展示やパフォーマンスの発表を行っている。大学祭は本学園行事であり、「葵祭」と称している。葵祭は授業の一環として開催し、学習成果発表の場として全コースが展示、発表会、模擬店等を行い、全教職員と学生委員会で支援をしている。

学園行事は、昭和61年からJFS高校生とのジョイント・ファッションショーを開催し、平成23年にダンスショー、ヘアショー、高校生モデル公開オーデションを加えたNFコレクション(ナゴヤファッション&ビューティーコレクション)に名称変更した。また、平成16年から高校生クッキングコンテスト、平成21年からNFCC・全国ハイスクール・ダンスコンペティション、学生と高校生の成果発表並びに交流の場として社会的に高い評価を受けている。（2020年度はコロナ禍で中止。）その他、学生の日頃の学習成果を発表する場として、生活文化専攻のキャンパスウェディング、フォト作品展、ファッションビジネス専攻のヘアメイクコンテスト、ファッションフェスタ、食生活専攻のフードフェスティバル、各コース卒業制作及び論文発表等の成果発表会への支援体制を整えている（備付-14）。

また、キャンパス・アメニティも充実させている。C館1階に多目的広場のクリスタルホールがあり、学生が自由に休息や食事ができる空間や、授業作品の展示やイベントの場として活用されている。地下にはロッカールーム、身だしなみを整えるためのパウダールーム、ウェルネスクラブとして、アスレティックジム、シャワールーム、ダンス及びバレエのスタジオが設備され、授業が入っていない時間は無料で使用できる。さらに、B館1階には自由に食事や談話ができるガーデン・カフェがある。食堂は、軽食を販売する「カフェ・ド・パティオ」とテーブルマナーを学びながら食事をする「サンタクルス」がある。テーブルマナーはホテルとの提携によりメニューが生まれ、1年次と2年次に各4回実施され、1年次と2年次の初回には西洋料理のテーブルマナーを学ぶ。毎回の食事には教職員も同席し出席確認やマナー指導を行い、授業

の一環としている。サンタクルスでテーブルマナーが実施されない時期は、昼休みの時間帯を食事スペースとして開放している（提出-2）。

売店（カレッジショップ）は、授業で使用する教材、事務用品、身の回りの小物類などを販売している。

本学には学生寮はなく、下宿・アパート等の宿舍の斡旋は学生アパート専門業者に依頼し、この業者を利用した場合には敷金の免除を行い、経費の軽減を図っている。

本学は都心にあるため、学生の自動車及びバイクの通学を禁じている。自転車通学については駐輪場を設置している（提出-1.2）。

学生への奨学金支援として、「本学の奨学金」と「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金がある。

1) 「本学の奨学金」は多様な学生への支援として実施している。

特待生：72万円

奨学生：36万円

総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入学者に対して、特待生奨学金、奨学生奨学金として、授業料の減免を実施している。また、卒業生や在学生の直系2親等以内の入学者、在学生の兄弟姉妹もしくは親子のうち1名に入学金-14万円(半額)を減免している（提出-2.6）。

2) 「独立行政法人日本学生支援機構」

入学オリエンテーションで個別相談を行い、その後も手続きの指導や相談に応じている。令和元年度の支援機構の奨学金については、貸与型奨学金第一種53名、貸与型奨学金第二種75名、給付型奨学金（旧）5名、延べ133名、令和2年度は、貸与型奨学金第一種34名、貸与型奨学金第二種66名、貸与型奨学金第二種（緊急特別無利子）2名、延給付型奨学金（旧）1名、延べ103名の学生が支援を受けている。さらに令和2年度より機関要件の該当校に認定され、新たに修学支援制度の手続きを進めているところである（提出-2.6）。

学生の健康管理、メンタルヘルスケア、カウンセリングについては、主に学生委員会（学生問題検討委員会を兼ねる）と教学課が担当している。保健室は看護師とカウンセラー、教学課員と連携を取りながら運営している。オリエンテーション時の健康診断の補助、インフルエンザ・麻疹対策の掲示など必要に応じて学内掲示や冊子の作成、心身の健康問題を抱える学生への対応を行っている。保健師は週5日常駐し、保健師が不在の日は教学課員が対応している。緊急の場合は救急車で搬送し、家族と連絡をとり、主治医の指示に従うなどの対処をしている。

学生相談室は学生が抱える諸問題の相談に応じ、メールアドレスを設けて相談しやすいようにしている。学生のほかに卒業生や在学生の保護者のカウンセリング、教員が抱える、学生の様々な問題についても相談に応じている。平成20年度から臨床心理士のカウンセラーが毎月2回開室している。利用者は継続者が多く、相談内容は多様化かつ深刻化してきたため、保健師と学生相談室カウンセラーが連携して対処している（提出-2 備付-60）。

学生の満足度や生活環境を把握するために、毎年6月に「学生コミュニケーション

アンケート」(備付-26)を行っている。この結果を受けて学生面談を行い、学生が大きな問題を抱えている場合は学生相談室にてカウンセリングを勧めている。その他に、学生投書箱を設置し、投書があった場合は学生問題検討委員会が当事者に事情聴取して対処している。投書は毎年数件あり、福利厚生関係施設の改善、他学生の授業態度、授業や教員に関するものが多い(備付-60)。

留学生の学習(日本語教育など)及び生活を支援する体制として、留学生支援委員会(教員5名《委員長》・事務職員2名)を組織している。留学生向け特別オリエンテーションを実施し、教育過程、履修登録、学生生活などについてきめ細かく指導しており、関連教員が連携をとりながら進めている。また、日本語能力検定取得支援も行っている(備付-63)。

社会人学生は、最近では在籍していない。社会人が在籍した場合は、学生の所属コース主任が指導し、問題が生じた場合は学生委員会で対処している。

障がい者への支援体制として、本学の各館(A、B、C館)にエレベータを設置し、車椅子での教室への移動も可能である(基準Ⅲ-B-1参照)。長期履修制度については、学則で3年または4年にわたって授業料を分納し、履修することを認めている。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)については、1年次の「生活と倫理」の授業の一環として「地域ボランティア」(学校周辺の清掃)を行っている。この他に、コースの専門性を生かした地域活動として、テーマパークダンス・バレエコースの学生を中心にした地域の催しや活動への参加、食生活専攻やクックメイトクラブと地域企業とのメニュー開発や新商品の企画・販売、メイクアップ・コスメティックコースによる老人ホームでの施術などが行われている。

また、学生会は平成23年3月に発生した東日本大震災の支援活動として、同年9月に被災地を訪問した。それ以降は、自然災害の被災地支援に積極的に参加し、その活動を教授会、大学祭、Webサイトなどで紹介している(備付-4)。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

進路支援としては、各専攻を代表する教職員3名・入学課職員1名・就職進路課2名(うち1名は教職員兼務)で構成する就職進路委員会と、各コースの指導教員で行っている。就職進路委員会は毎月1回会議を開き、就職進路状況の把握・確認と善後策の検討や、情報(新設及び改定された制度や有効な企画や取り組み等)の共有と検討などを行っている(備付-23, 24)。

就職進路課は就職進路室を設けて求人企業の募集要項を掲示し、各種資料を閲覧できる場を整備している（備付-61）。

また、社会人として必要な Word、Excel、Power Point の情報処理能力や、日本語、英語を中心とした語学力は教養科目で習得できるカリキュラムを編成し、検定や資格取得を促している。さらに、社会が求める資質として経済産業省が推進する「社会人基礎力」については「生活と倫理」や「演習」の授業で対応している（提出-7）。就職支援対策としては、必修科目の「キャリアデザイン」を1年次に開講している。自己分析、社会研究、自己啓発、労働に関する様々な法律、社会保障制度、キャリア形成の他、ES や履歴書の書き方、SPI・CAB・GAB 対策の指導、面接指導など実践的な指導を行い、社会のニーズと変化に対応した情報や受験ノウハウを収集し、本学用にカスタマイズして指導に役立てている（備付-25）。

学生の就職・進路相談については、学生のプライバシーを保護し、指導教員と就職進路課員が連携した指導を行っている。就職進路状況については、学科・専攻ごとに卒業時（3月31日付）と5月1日付で分析して教授会等で報告し、教職員で共有して学生の就職支援に役立てている（備付-61）。

進学・留学は、令和元年度に台湾の中華大学・イギリスのサンダーランド大学・西イングランド大学と協定を結びトリプルディグリー制度を導入した。令和2年度入学生から対象となり、令和3年2月には中華大学への編入が実施される。また、令和2年度より中華大学と半期期間の交換留学生制度を導入した。本学専攻科への進学（留学コースあり）、四年制大学への編入、専門学校への入学などである。

資料を閲覧する場を進路指導室内に設け、就職進路委員会・専攻科教員・各コース指導教員が連携して指導にあたっている。

以上のように、授業と連携して1年次入学直後から職業意識を高め、社会で必要なスキルを習得する環境を整えたことにより、就職率・進学率が上昇し、進路の定まらない学生はほとんどいない状況で卒業している。さらに専攻科卒業生の国際的な活躍も増えている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学力差に対応した学習の修得方法、学生の自主的な学習を促すための教授法の確立を目指す。

就職進路について、英語力の強化として「キャリアデザイン」にてSPI 英語対策の授業時間を増加する。また、現在、就職進路室では2名の職員が進路支援を行っているが、多種多様な学生の要望に全て応えられる状況ではない。教員との連携指導等、実現可能な指導体制の構築を模索しつつ対応している（備付-25）。

入学者の受入れについては、学位授与や教育課程編成の方針を見据えて学生募集の具体的な方針を策定し、受験生に対して募集要項やWebサイト、SNS等で公表しているが、その認知度をさらに上げる工夫が必要であると考えられる。

今後、障がい者への対応、情報処理関係の充実が必要である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学では、学科・専攻・コースの教育目標に対応して科目の到達目標を置き（提出-7）、成績評価基準により学習成果を評価している。また、教員は成績状況、卒業展等の学習成果の発表等で教育目標が達成されているかを把握している（備付-14.19）。

平成23年度にFD・SD委員会を設置し、FD活動として、学生による授業評価の改善、授業参観の実施、休学・退学者の減少対策を行い、授業・教育方法の改善を進めた。SD活動としては、講演会・研修会等の開催により所属部署の職務能力を向上させ、学生支援に貢献している。施設設備及び技術資源として、図書館や情報処理関係の整備や教職員の技術の向上に努め、学習成果の向上に貢献している（備付-43.44）。

本学は各種委員会で学生を支援する体制をとっており、教務委員会・入試広報委員会・学生委員会（学生問題検討委員会・学生相談室・保健室を含む）・就職進路委員会・図書委員会・情報処理委員会等がある。ほとんどの委員会が教員と事務職員で組織され、全学の連携を密にして細やかな対応を行っている（備付-17）。

学習成果の獲得に向けて、学生便覧・シラバス・授業計画等を配布し、指導教員と教学課との連携できめ細かな履修指導を行っている。平成23年度から、学生の自主的な学習を促すために学生便覧・シラバス・授業計画等に自習時間を記載している。基礎学力が不足している学生や優秀な学生等、多様な学生に対応できる体制を整えている（提出-2.7）。

学生の生活支援は、各コースの指導教員、学生委員会、教学課が連携し、学生会・大学祭・クラブ等の活動支援、禁煙・公共マナー指導、避難訓練・新入生ボウリング大会など、健全な学生生活を送るための支援を行っている。学生のボランティア活動として、地域清掃、学生会による東日本大震災の支援活動等を行い、社会的な活動を奨励している。学生の健康管理やメンタルケア・カウンセリングは保健師と臨床心理士により、多様な学生に対応している。経済的支援としては多様な奨学金制度を設けている（提出-2 備付-26.59.60）。

就職進路支援は、就職進路室を中心として、就職進路委員会と各コース指導教員で行っている。1年次に「キャリアデザイン」授業を開講し、入学直後から職業意識を高め、社会で必要なスキルを習得する環境を整えている。その結果、就職率・進学率が上昇し、進路の定まらない学生はほとんどいない状況で卒業している。さらに、専攻科卒業生の国際的な活躍も増えている。

学生募集については、「入学者受け入れの方針」及び「コース別 求める人物像」をWebサイト、ガイドブック、募集要項などに示している。また、変更点や新規の情報を周知徹底するために、毎年、本格的な募集活動に先立ち、全教職員の研修会を実施している。入試制度は、「特待生推薦」「奨学生推薦」「一般推薦」「特待生・奨学生総合選抜方入学、総合選抜型入学（旧A0入学）」「一般入試」「特別選抜（社会人・帰国生徒・留学生）」等を設け、多様な選抜を行っている。合格者もしくは入学手続き者に対しては、入学後の教育内容を理解するためにオープンキャンパスの体験授業への参加を促している。大学の授業形態や基礎学力を事前に習得することを目的とし、入学前教育として入学前準備講座を実施している（2020年度はコロナ禍のため中止）（提出-1.6 備付-27）。



**<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>****(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

シラバス作成については、非常勤講師に対しても共通認識を持ってもらうため、非常勤講師会において説明を継続してきた。そのため到達目標の設定などは適格なものとなってきている。また、成績評価のループリックについても毎年周知を行っているが、更なる理解度を深めるため、FD委員会においてコモン・ループリックの作成を行った。今後はそれを基に、各科目における成績評価へ活用してもらう予定である（備付-43）。

その他、前回の課題であった情報提供については、3つのポリシーを含め様々な情報を Web サイトで公表するように改善した。また受験生の興味を引きやすい、公式 SNS から Web サイトへのリンク方法を用いて、積極的に実施している。

さらに平成 26 年度入学生から、GPA と CAP 制（備付-21）を導入し、学生の学習計画の意識が高まった。また学生による授業評価方法は Web アンケートソフトを利用し、学生が答えやすい状況が出来た。またその集計は数値化し教員が授業の改善に努めている（備付-12）。

長期に渡って出校が不可能な学生に対しては、授業の録画を視聴させ、課題を活用するなどして遠隔授業を行っている。また前回の課題であるオンライン授業については、各コースが ZOOM のアカウントを所有し、それぞれに行っている。学生は入学時に配布したタブレットを利用し、リモート授業を受講している。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

全科目に活用できるコモン・ループリックを作成したが、今後は科目ごとの成績評価ループリックについても、チェック機能が働くよう検討していきたい。

受験生・入学者・在学生に対して、ZOOM と Web サイト等 Web を利用した学習方法の更なる改善が必要である。学内の Wi-Fi 環境の整備は毎年改善しているが、学生自身の通信環境の整備が非常に難しく、今後の大きな課題である。

障がい者への設備的対応については、校舎の構造等に問題を抱えているため、今後の課題である。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

- 提出資料 2. 学生便覧 7. シラバス 2020
- 備付資料 11. 授業の自己点検・評価報告書 34. 教員個人調書 35. 教育研究業績書  
36. 非常勤教員一覧表 37. 教育研究業績書 Web サイト用  
38. 専任教員の年齢構成表  
39. 専任教員の研究活動状況表 40. 外部研究資金の獲得状況一覧表  
41. 名古屋文化短期大学研究紀要第 43 集・44 集・45 集  
42. 教員以外の専任職員の一覧表 43. FD 委員会議事録 2018～2020  
44. SD 委員会議事録 2018～2020
- 備付資料-規程集 2. 学校法人山田学園事務組織規程  
3. 名古屋文化短期大学事務組織規程  
5. 学校法人山田学園職員就業規則  
6. 学校法人山田学園就業規則施行細則  
19. 学校法人山田学園旅費規程  
51. 名古屋文化短期大学専任教員選考基準  
52. 名古屋文化短期大学助手及び副手採用基準  
53. 名古屋文化短期大学教員資格審査内規  
59. 名古屋文化短期大学自己点検・評価委員会規程  
60. 名古屋文化短期大学 FD に関する規程  
61. 名古屋文化短期大学 SD に関する規程  
63. 名古屋文化短期大学研究紀要規程  
64. 『名古屋文化短期大学研究紀要』査読に関する基準

## [区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

**<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

本学の教員組織は、専攻・コースの教育目的に応じて、教育課程（提出-2）が定められ、教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。生活文化学科第1部のもと、生活文化専攻、服飾美容専攻（令和元年ファッションビジネス専攻を服飾美容専攻に名称変更）、食生活専攻の3専攻からなり、教員組織を適切に編成している。専任教員は35名で短期大学設置基準に定める必要人数（教授の所定数を含め）を充足している。

また、専任教員の職位は短期大学設置基準の規定及び本学の専任教員選考基準「名古屋文化短期大学専任教員選考基準」（備付-規程集 51）、「名古屋文化短期大学助手及び副手採用基準」（備付-規程集 52）に基づいている。具体的には、①学位 ②研究及び創作発表などの業績 ③教育経験、教育業績 ④社会活動 ⑤学生に対する指導力 ⑥短期大学の教員を担当するにふさわしいか、などを審査している。

専任教員個人の職位は短期大学設置基準の規程を充足しており、令和3年度は、教授14人、准教授6人、講師7人、助教5人、助手3人で構成されている。履歴、研究業績、社会的活動状況、所属学会などは、教員個人調書（備付-34）に記載し、毎年定期的に更新し、教学部で保管している。また個人情報を除いた情報（備付-37）はWebサイトでも公表している。

本学では教育課程に対応した教育研究活動として、講義内容や授業方法、成績評価方法などの見直しを行い、専門教育の質の向上に努めている。教員の研究活動は、学会での口頭発表や本学紀要などの論文発表、展覧会などの発表が行われている。研究業績の簡略版（備付-37）はWebサイトで公表され、研究紀要（備付-41）は「名古屋文化短期大学研究紀要規程」（備付-規程集 63）に従って毎年刊行されている。

専任教員の年齢構成（備付-38）は、70歳以上1人、60歳～69歳は8人、50歳～59歳は13人、40歳～49歳は5人、30歳～39歳は6人、29歳以下は2人となっており、以前と比べて年齢の偏りは減った構成となっている。

専任教員と非常勤教員（兼任）については、教育課程履修表（提出-2）に基づき、教養科目・専攻科目に配している。非常勤教員（備付-36）は137名で、短期大学設置基準の規定の下、第一線で活躍している人を採用し、実社会で役立つような専門科目を担当している。専任教員は適切に配置し、非常勤講師との連携により、学生指導が十分行えるようにしている。また、本学は実習・演習などの実践的な科目を多く開講しているため、補助教員として各専攻に適した助手を配置している。

専任教員の採用、昇任にあたっては、本学の「学校法人山田学園職員就業規則」（備付-規程集 5）、教員選考基準「名古屋文化短期大学専任教員選考基準」（備付-規程集 51）及び「名古屋文化短期大学教員資格審査内規」（備付-規程集 53）に基づいて、学位、研究業績、教育業績、社会活動、指導力などを資格審査委員会で審査し、教授会の議を経て学長に推薦し、学長が決定している。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、専攻課程の教育課程編成・実施の方針（提出-2）に基づき、学会活動、論文発表、展覧会などの研究活動（備付-39）を行っている。研究成果の一部は本学の研究紀要（毎年1回発行）（備付-41）や、文部科学省所管の独立行政法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル、J-Stage に公開されている。また、教育研究情報を本学 Web サイトでも情報公表（備付-37）している。

専任教員個々の研究活動については独立行政法人科学技術振興機構の研究開発支援総合ディレクトリ (Researchmap) に 6 名が情報登録をし、公開されている。

科学研究費は、科学研究費補助金研究者名簿に 3 名の教員が登録されている。本学では、平成 26 年度に初めて科学研究費補助金の基盤研究 (C) (一般) が採択され、平成 27 年度には基盤研究 (B) へ研究分担者として採択された（備付-40）。採択された研究課題は以下のとおりである。

- ・ 吉村 いづみ（研究代表者）「英国サイレント映画の社会史的研究」  
基盤研究(C) 期間：2014-04-01 - 2018-03-31
- ・ 羽根裕子（研究分担者）「国際連携研究を土台とした生活者育成をめざすレッスン・スタディのモデル構築」  
研究代表者 貴志 倫子（福岡教育大学）  
基盤研究(B) 期間：2015-04-01 - 2019-03-31

研究にかかる経費は、情報処理関連経費など共通の経費として処理されているものもあり、これらは教育研究機器備品費、実験実習費、通信費などとして支出されている。年度ごとに旅費、消耗品費、備品・図書費の個人もしくは専攻毎に限度額を設定し、支出されている。

専任教員の研究紀要は、年 1 回、「名古屋文化短期大学研究紀要」（備付-41）を発行している。論文などの掲載内容については「名古屋文化短期大学研究紀要規程」（備付

-規程集 63) に基づき、編集委員会が『『名古屋文化短期大学研究紀要』査読に関する基準』(備付-規程集 64) に基づき査読し、掲載の可否を決定している。平成 30 年度紀要は論文 3 編、研究ノート 3 編。令和元年度紀要は論文 1 編、研究ノート 4 編。令和 2 年度紀要は論文 1 編、研究ノート 3 編、報告 1 編がそれぞれ掲載された。

研究室は整備され専任教員に個室が与えられている。また、実習室に付属して美容研究室、調理研究室、被服研究室、ウェルネスクラブ研究室が整備されている。

専任教員は毎週土曜日を研修日とし、学外における調査研究や他機関での研究に当ており、研究、研修時間は保障されている。専任教員の海外派遣、国際会議出席などに関する規程は、「学校法人山田学園旅費規程」(備付-規程集 19) により運用されている。

専任教員の FD 活動については「名古屋文化短期大学自己点検・評価委員会規程」(備付-規程集 59) に定めている。また、FD を推進するための委員会を平成 23 年度に設置し、「名古屋文化短期大学 FD に関する規程」(備付-規程集 60) も整備されている。FD 委員会は年平均 6 回開催している(備付-43)。FD 活動として、学生による「授業についてのアンケート」を毎年全教員(非常勤を含む)の授業で実施し、その結果を踏まえ教員自身が「授業の自己点検・評価報告書」(備付-11)を作成している。これらを基に授業改革(成績評価、シラバスの充実、授業の方針、進め方や内容などの見直しなど)とともにカリキュラムの改善を推し進めている。また、授業参観を毎年、全教員(非常勤を含む)の任意の科目を対象として実施し、非常勤講師を含めた全教職員が参観できるようにしている。参観者は授業の良かった点、改良すべき点、提案についてのアンケートを提出し、担当教員へフィードバックしている。令和 2 年度授業参観へは事務職含め述べ 24 名が参加、そのうち非常勤講師 3 名の参加もあり、指摘された改善点や提案を自分の授業へ取り込むなどアンケート結果を参考に授業改善を行っている。研修会を FD、SD 委員で企画し、合同で講習会を開催している。

さらに、専任教員は学習成果を向上させるため、関係部署と連携して指導方法を改善している。学習支援は教育課程履修表、シラバス、履修・単位取得状況、成績評価などのデータ及び分析などで教学課と連携し、就職支援はキャリアセンターや就職進路課における時間外の模擬面接などで連携している。図書館はレポート課題での文献の検索方法や参考文献の取り扱い方、授業で役立つ本の推薦などで連携している。

学生への問題対応に関しては、教員と学生相談室(臨床心理士)、保健室(看護師)、教学課との連携が図られている。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の責任体制は、「学校法人山田学園事務組織規程」（備付-規程集2）「名古屋文化短期大学事務組織規程」（備付-規程集3）において明確化され、各部署の責任体制を整えている（備付-42）。

事務職員の事務能力及び専門知識は、事務を掌る専門的な職能を有している。専門性の向上や各業務の理解を深めるために、各部署が業務紹介や専門知識の解説、他部署との交流を行っている。また、各種の外部研修会へ参加している。

事務関係諸規定は、法人、短期大学に分けて「学校法人山田学園事務組織規程」（備付-規程集2）、「名古屋文化短期大学事務組織規程」（備付-規程集3）により整備されている。また、諸規程の各項目については時代に合わせた見直しや新たな規程・細則の検討が行われている。

事務室は部署により6つの区域に分かれており、パソコンは各人に1台、各事務室にコピー機、カラープリンター、書棚、ロッカーなどを整備している。

事務職員のSD活動については「名古屋文化短期大学自己点検・評価委員会規程」（備付-規程集59）第2条2及び「名古屋文化短期大学SDに関する規程」（備付-規程集61）で定めている。

平成30年度から令和2年度のSD活動は下表のとおりである。SD委員会を年平均8回開催（令和2年度は新型コロナウイルス蔓延により不定期となった）（備付-44）するとともに、講習会等を実施しており、自身の職務を充実させ、教育研究活動の支援を図っている。

c	主な内容
平成30年度	日時：平成30年9月28日（金）15：30～16：30 主催者：SD委員会・FD委員会合同 場所：A401教室 テーマ：「学生指導に関するホスピタリティーとは」 講師：水平 かずえ 先生 参加者：51名
平成31年度 （令和元年度）	日時：平成31年3月6日（水）15：00～16：00 主催者：SD委員会・FD委員会合同 場所：A401教室 テーマ：「学研災（学生教育研究災害傷害保険）の基礎知識」 講師：温水 理佳 先生 参加者：46名

令和2年度	日時：令和元年9月19日（木）15：00～16：00 主催者：SD委員会・FD委員会合同 場所：A401教室 テーマ：「さまざまな労働時間制」 講師：堀井 厚 先生 参加者：42名
	日時：令和2年3月6日（金）16：00～17：00 主催者：SD委員会・FD委員会合同 場所：A401教室 テーマ：「サイバー犯罪防止」講話 講師：愛知県警生活安全課 ※コロナウイルス感染拡大の影響で中止
	日時：令和2年10月7日（水）13:20～15：00 主催者：SD委員会・FD委員会合同 場所：A302教室 テーマ：「Google関連アプリ等の活用方法」 講師：山田 祥子 先生 参加者：34名 形態：ビデオオンデマンド視聴（Googleドライブ）と資料配布（メール）

業務改善については各部署の担当業務の中で行っている。また、事務処理の改善を目標にデータベース一元化プロジェクト（名称「キャンパスプラン」）を進め、募集、学籍、成績、学納金、進路などの情報を一元的に管理できるようになっている。キャンパスプランは本学独自のカスタマイズを加え、機能面を充実させたもので、利用にあたっては問題点などを部署内で把握することで、より安定した業務の遂行を目指している。情報の一元的管理については、さらに事務改善が進むように各部署の話し合いを進めていく。

事務職員は教学、学生募集、就職支援、経理、図書館などの業務を通して各専攻や学生とコミュニケーションをとり、学習成果の向上を支えている。教育課程履修表、シラバス、履修・単位取得状況、成績評価などのキャンパスプランによるデータ管理、及び分析などを行い、教学課と連携し、教学課は学生に対して個々にインフォメーション窓口でも対応している。就職支援は就職進路課を中心に時間外の模擬面接などで連携、図書館ではシラバスの授業科目に指定されている参考文献の購入、レポート課題の文献紹介や書籍の検索指導など、学生の主体的な学びを支援している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規定は「学校法人山田学園職員就業規則」、(備付-規程集 5)「学校法人山田学園職員就業規則施行細則」(備付-規程集 6)などで定め、事務関係の諸規定は整備されている。現状で運用に支障はないが、今後は時代にあわせた見直しや細則の検討を行いたい。

就業に関する諸規定「学校法人山田学園職員就業規則」(備付-規程集 5)は、学内専用の Web サイトにおいて閲覧出来るようにしている。新規の規定や改定については教授会において審議され、教員、事務職員に周知徹底を図っている。教職員の就業は、就業規則など諸規定に基づいて適正に管理されている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専攻科目群は、各コースで特色のあるものを開講しているため、専任と非常勤教員の意思疎通が欠かせない。そのため毎年3月に非常勤講師懇談会を開催している(令和2年度は新型コロナウイルス蔓延により中止)。全体会では、主に教学に関する説明を行い、専攻別懇談会ではコースごとに意見交換の場を持っているが、懇親会への参加がない場合は、コースの専攻科目を担当する非常勤講師へは各コース主任が伝え、全コース共通科目や教養科目の非常勤講師については教学課が中心となってコミュニケーションをとるようにしている。教員間のコミュニケーションは学生指導を行う上で非常に重要なため、非常勤講師懇談会への参加者の増加が課題である。

外部研究資金として独立行政法人、財団などの助成金への応募などを含め、補助金の獲得が十分とはいえず、さらに科学研究費補助金や外部研究資金の獲得に向け今後も努力していきたい。また、学内の事務処理機能の充実が求められるため、今後担当者の配置等も含め検討が必要である。

教員の研究活動については、実務系教員が多いため、研究業績が無い教員もみられる。こうした教員は今後、専攻ごとのグループ研究を進め本学の研究紀要に執筆するよう指導する。

専任教員は、授業、研究、学生指導、チュータリング、クラブ活動、大学祭の支援、学外研修・テーブルマナーなどの引率、オープンキャンパスでの体験授業や面談など、多種多様な業務を担当しているため、業務内容の整理と効率化を促進し、教員の環境を整え、授業を充実させる必要がある。徐々に改善を試みているが、まだ十分ではなく、今後はさらに専任教員の補佐となる助手、副手の適正な配置の検討も含め、事務職員との業務の分担、連携を進めていく。

SD活動で講習会を実施している。また、個人の能力開発へ向けた取り組みへは柔軟に対応しており、勤務時間の調整も行っている。しかし、能力開発のための研修が十分でなく、充実していく必要がある。講習会への参加者は以前に比べて増えたが、職



員のSD活動への関心はまだ低いため、職員が積極的に参加できる様な取組を進めていく。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項はなし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 2. 学生便覧

備付資料 45. 校地、校舎に関する図面 46. 図書館、学習資源センターの概要

備付資料-規程集 16. 学校法人山田学園における学生・生徒個人情報保護規則

29. 地震防災規程 43. 経理規程 44. 固定資産及び物品管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学の総校地面積（葵キャンパスとみなみやま研修施設の面積）は 14,508 m<sup>2</sup>で、設置基準面積 7,300 m<sup>2</sup>を十分に充たしている。みなみやま研修施設（瀬戸市山口町）は、名古屋市東区葵キャンパスから約 10 km、30 分の距離にある（備付-45）。

本学には運動場はないが、スポーツ施設として、C 館地階にアスレティックジム、スタジオ I、スタジオ II がある（備付-45）。また、レクリエーションクラブなど運動系のクラブは、隣接する東区生涯学習センター体育館も利用している。

本学の校舎面積は 14,171 m<sup>2</sup>で短期大学設置基準の規定面積 5,100 m<sup>2</sup>を充たしている。校舎は A 館、B 館、C 館（備付-45）があり、全てにエレベータを設置し、基本的に各教室への移動は車イスでも可能となっている。一番新しい C 館についてはスロープも一部備えられており、車いすでも利用できるトイレがある。

本学では生活文化に関するコースを多数設置し、多様な講義、実習、演習科目を開講している。それらの授業を行うための専門の教室を設置している。具体的には、茶道実習室、ネイル実習室、チャペル（ブライダル実習室）、美容実習室、被服構成実習室、アパレル CAD 実習室、メイクアップ実習室、調理実習室、製菓・製パン実習室、ダンス、バレエ、フィットネスのためのスタジオ I・II、（声優）スタジオ、情報処理実習室などがある（備付-45）。また、一般教室では、音響装置、ビデオ、DVD プレイヤーなどを設置し、ノートパソコン、プロジェクター、ビジュアライザー、OHP などが整備されている。

本学の校舎及び施設の概要並びに授業に用いる主な機器・備品は以下の表に示す。

名古屋文化短期大学の校舎及び施設の概要

(令和 2 年 5 月 1 日現在)

建物名称	主な内部施設	面積 (m <sup>2</sup> )	構造	竣工 (権利区分)	
A 館	6 階	3,073.97	鉄骨・鉄筋コンクリート 6 階建	昭和 62 年 2 月 (所有)	
	実習室、講師室、職員休憩室				
	5 階				実習室、講義室
	4 階				講義室
	3 階				情報処理実習室、研究室、アセンブリホール(講堂)
	2 階				学長室、理事長室、応接室、秘書室、事務室
1 階	インフォメーションカウンター、事務室、就職進路指導室、レセプション、エントランス				
B 館	6 階	2,722.00	鉄筋コンクリート 6 階建	昭和 50 年 11 月 (所有)	
	研究室、同窓会室				
	5 階				会議室、研究室
	4 階				講義室、メイク実習室
	3 階				美容実習室
	2 階				美容実習室、美容研究室、会議室、倉庫
1 階	ガーデン・カフェ、製菓実習室、製パン実習室、倉庫				

C館	7階	茶道室、葵ラウンジ	7,722.69	鉄筋コンクリート 7階建地下2階	平成4年11月 (所有)
	6階	被服研究室、被服構成実習室、カンレキホール			
	5階	アトリエ、チャペル(実習室)、 アパレルCAD実習室兼情報処理自習室			
	4階	講義室、テラス、図書館(書架、雑誌架、閲覧机、パソコン)			
	3階	スタジオ、アトリエ(ネイル実習室)、講義室、視聴覚室、 図書館(雑誌架、CD・DVD棚、書庫、事務室)			
	2階	調理実習室、準備室、サンタクルス、カフェ・ド・パティオ学生食堂			
	1階	調理実習室、試食室、研究室、 準備室、カレッジショップ、 保健室、講師室、施設課、 クリスタルホール			
	地階	研究室、スタジオ、学生ロッカー室、 アスレティックジム、シャワー室、 パウダールーム、学生相談室、倉庫			
ゲート	庶務課 ゲートインフォメーション	9.75	鉄筋コンクリート 1階建	平成4年11月 (所有)	
蔵		53.24	土蔵1階建		
みなみやま 研修舎	2階	研修室	292.81	草葺2階建	昭和56年より (所有)
	1階	研修室			
みなみやま 管理人室	2階	管理人室	212.95	瓦葺き階建	昭和56年より (所有)
	1階	管理人室			
みなみやま 倉庫	1階	倉庫	77.80	プレハブ 1階建	
その他			5.17	鉄筋コンクリート 3階建	エキシブ鳥羽
計			14,170.38		

※計の数字は財産目録と一致している。(短期大学設置基準に定める必要校舎面積：5,100㎡)

## 授業などを行うための主な機器・備品

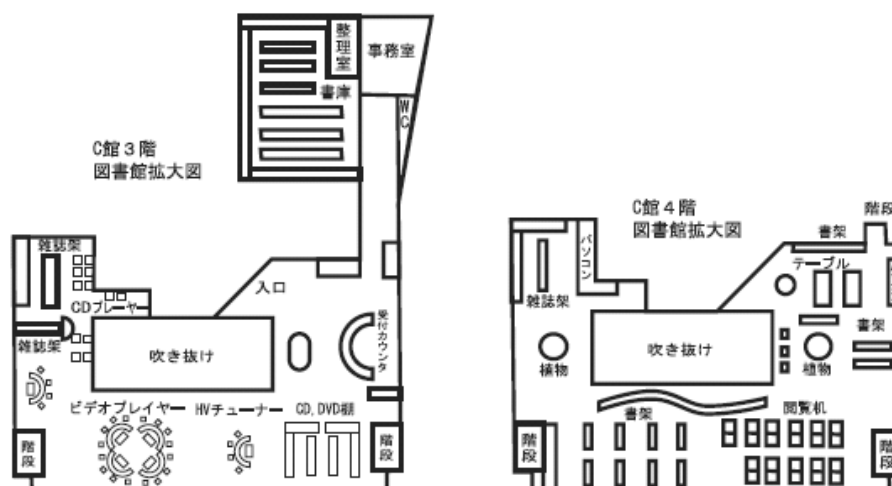
建物名称	主な内部施設	マイク	プロジェクター	モニター	パソコン	プリンタ	VHS	DVD	BD	CD
A館	6階 A603									○
	5階 A501, A502, A503			○			○	○		○
	4階 A401, A402	○	○	○			○	○		○
	3階 アセンブリホール, A302, A303	○	○		○ 60 台	○	○	○		○
	2階									
	1階 就職進路室				○ 2台	○	○	○		○
B館	6階					○				
	5階					○				
	4階 B401, B402	○	○	○				○		
	3階 B301, B302, B303									○
	2階 B201, B202									
	1階 B101, B102	○		○			○	○		
C館	7階 C701, C702, C703									
	6階 C602, C603									
	5階 C501, C502, C503, C504	○	○		○ 25 台	○		○	○	○
	4階 C401, C402, C403		○	○				○		
	3階 C301, C302, C303, C305, 図書館	○	○	○	○ 10 台		○	○	○	○
	2階 C201, 学生食堂	○		○			○	○		○
	1階 C101, クリスタルホール	○		○			○	○		○
	地階 スタジオ I・II アスレティックジム				○ 1台					○

図書館（備付-46）はC館3階、4階に位置し、延べ床面積は926㎡で、利用には必要十分な面積を擁している。蔵書数42,833冊、学術雑誌数3種、AV資料数3,294点、座席数146席で十分な数を充たしている。年間利用者数は延べ1万人に達し、学生・教職員に積極的に利用されている。衣食住などの生活文化領域の図書を長年にわたり積極的に収集し、かつ新たなコース分野への対応も行っている。

また、AV環境も充実しており、40席以上のAV用閲覧席を有し、学習及び余暇時間の有効利用に活用されている。

図書・設備及び図書館

学科・専攻 課程	図書 [うち外国 書] (冊)	学術雑誌 (種)	[うち外国書]	視聴覚資 料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル [うち外国書]			
生活文化 学科	42,833 [950]	3 [0]	0 [0]	3,294	DVD・VHS な ど 再生機 10 パソコン 9	
計	42,833 [950]	3 [0]	0 [0]	3,294	DVD・VHS な ど 再生機 10 パソコン 9	
図書館	面積(㎡)	閲覧席数	収納可能冊数			
	910	146	44,000			



図書の購入選定及び破棄は以下のように行っている。

- 1) 司書が学生の学習のために必要と判断した購入候補図書などを図書委員会に諮って選定する。

- 2) 専任教員及び非常勤教員からのリクエストについては図書委員会に諮って選定する。
- 3) 学生からのリクエストについては原則、司書の判断で選定する。図書館長の助言が必要な場合は協議し、図書が高額の場合には図書委員会に諮って選定する。
- 4) その他、緊急を要する図書などについては司書が判断し、図書館長に許可を求める。
- 5) 廃棄は図書委員会で検討して起案し、除籍処理後に廃棄する。

廃棄図書：紛失図書、切抜きの多い図書、古い図書で装丁や頁が破損、または極度に汚れた図書、内容が大幅に改訂された図書、内容の古い図書、不用な複本。

本学には体育館はないが、運動場と同様に代替のスポーツ施設として、C館地階にアスレティックジム、スタジオⅠ、スタジオⅡが相当する。また、隣接する東区生涯学習センター体育館も利用している。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産管理、消耗品及び貯蔵品についての諸規定は整備されている。本学では「固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集 44）及び「経理規程」（備付-規程集 43）を定め、固定資産、消耗品、貯蔵品を管理している。「経理規程」（備付-規程集 43）第7条では経理責任者は財務課長と定めている。

火災・地震対策については「地震防災規程」（備付-規程集 29）がある。防犯対策についての規定は作成していない。

火災・地震対策については、「地震防災規程」（備付-規程集 29）で実施することになっている。定期的な点検・訓練としては、熱、煙、ガスなどに対する消火設備点検を6ヶ月ごとに行い、学生の参加する全学消防避難訓練、消火器訓練を年1回行っている。（令和2年度は新型コロナウイルスの蔓延により中止）。

大地震への備えは、「地震防災規程」（備付-規程集 29）を名古屋市東消防署に届け出、震災予備措置を進めている。また、毎年教職員を対象に普通救命講習会を行い緊急事態に備え、対応できるように努めている（令和2年度は新型コロナウイルスの蔓延により中止）。

防犯対策としては、学内への入口を正門の一箇所限定している。正門横のインフォメーションに職員を配置し、来学者の管理、把握に努めている。また、防犯カメラ

を平成 18 年度からは学生ロッカー室出入り口に、平成 28 年度からは全体に設置した。学生、教職員は学内において身分証（学生証、職員証）をストラップにより装着している。

入校管理については、正門受付に 8 時 30 分より 16 時 30 分までは庶務課員、これ以降 21 時 30 分まで警備会社に委託したガードマンを配置し、巡回警備を行っている。22 時以降は機械警備に切り替えて翌朝までのセキュリティ管理を行っている。

パソコンについてはウイルス対策ソフトを使用し感染を防いでいる。学内 LAN については教室と事務室のネットワークを分離して不要なアクセスを遮断している。また、ドメイン管理により外部メディアへの書き出し制限などを行い、情報漏洩を防いでいる。非接触 IC チップ搭載の職員証で各職員のコンピュータへのログイン管理、プリントアウト管理を行い、パソコン廃棄の際には不要なデータを消去して万全を期している。本学の Web サイト及びメールは学外のサーバを使用している。また、有害な Web サイトへのアクセスを遮断している。授業などでの活用を目的として無線 LAN を導入し、そのセキュリティ対策としては、パスワードによる接続管理と共に既存の有線 LAN と独立することで、セキュリティを高めている。現状では、コンピュータシステムのセキュリティについて問題は無いと考えている。キャンパスプランによるシラバス閲覧については、セキュリティ面を満たしたファイアウォールの学内サーバ管理構成の変更を行い、本学 Web サイトに SSL 証明を導入した。不正な進入等を防ぐため、学外からはシラバス閲覧のみを可能とし、外部からの入力等の機能は利用できないよう強固なものとしている。情報システムに対するセキュリティ対策として、「情報セキュリティポリシー」を策定し、非接触型 IC カードを利用したログイン、及び職務に応じたデータ・アクセスとプリント管理を行っている。セキュリティ管理については、ウイルス対策ソフトを装備し、また、情報機器のアクセスログを取ることで、有事の際の経緯確認などを可能としている。反面、これら強固なセキュリティのデメリットとしてユーザビリティが低いことが問題となっている。現在はユーザビリティの向上のため、外部記憶媒体扱い誓約書の提出により、USB メモリへの書き出しを必要に応じて許可しており、教職員向けの情報処理講習会などを経てリテラシーを向上し、セキュリティの質を保っている。情報セキュリティ対策では、「学校法人山田学園における学生・生徒個人情報保護規則」（備付-規程集 16）も策定され、学生・生徒の個人情報の扱いについても定めている。

また、省エネルギーなど、環境保全のために、夏季における教職員のクールビズと冬季のウォームビズ、学生による屋上緑化、学園の花壇整備などを行っている。学校周辺においても本学周辺の清掃を実施し、定期的に地域の美化と禁煙指導などに努めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地、校舎面積とも短期大学設置基準は十分充たしているが、より充実した教育活動を行うためには、キャンパス全体の見直しを含め、現在の物的資源を整備、活用することが重要である。また、障がい者のためのバリアフリー対策として、現状は通路

の小さな段差を埋める等の施策であるが、さらなる充実を図り、今後も改善を進めていく。

図書館の蔵書購入については、学生の利用を中心に考えると専門的な学術書の収集が疎かになりがちであるため、教員の研究活動のためにも専門書の収集を系統立てて行う必要がある。また、司書が主体となった購入選定、廃棄となっているが、図書委員会を通じて教員、学生がより積極的に選書に参加するようにしたい。和書に比べて洋書が少ないが、必要な範囲内で洋書を増やしていきたい。

防犯対策については、学生ロッカー出入口を含め、全体に防犯カメラを設置した。学生・教職員は学内において身分証（学生証、職員証）をストラップにより装着することになっているが、防犯上の意味からも特に学生の身分証（学生証、職員証）の装着率を上げることが必要である。

コンピュータシステムのセキュリティについては、今後、導入機器や時代に即したネットワークやパソコンへの負荷を考慮した、適切なセキュリティ対策を実施していく。課題の一部、無線 LAN に関しては令和 2 年度に新しく敷設しなおした。また、利便性や効率化も考慮し、学外からの安全な接続を段階的に可能としていく。ただ、有線 LAN の劣化が激しいため、都度不具合箇所の部分的な修繕を行っているが、今後は全体の調査及び敷設が必要と考える。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

本学では、校地、校舎とも短期大学設置基準の規定を十分に充たしている。校舎は A 館、B 館、C 館があり、全てにエレベータを設置し、講義室、実習室、コンピュータ教室などを有している。運動設備については、運動場はないが、アスレチックジムやスタジオ I、スタジオ II がある。授業を行うための機器・備品は多様な実習・演習科目を開講するために必要な音響装置、ビデオ、DVD プレイヤーを設置し、ノートパソコン、プロジェクター、ビジュアライザー、OHP などが整備されている。

また、図書館は C 館 3 階・4 階にあり、面積 926 m<sup>2</sup>、蔵書数 42,833 冊、雑誌 55 種（内、学術雑誌数 3 種）、AV 資料数 3,294 点、座席数 146 席であり、生活文化領域の参考図書やビジュアルが豊富な関連図書を随時補充している。購入図書選定システムは、予算内で司書が中心となって選定し、教員の推薦図書を加えたものを図書委員会に諮っている。図書の廃棄については内容の古い図書、汚損の激しい図書、内容が大幅に改定された図書などを図書委員会で検討後に起案し、学内の承認を得て行っている。

一部の教室や事務室で空調設備の老朽化が進んでいたが、平成 25 年度に A 館、B 館の空調設備の改修が完了した。令和 2 年度は C 館の空調整備を行った。

施設設備の維持管理は「固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集 44）「経理規程」（備付-規程集 43）に定めている。また、「地震防災規程」（備付-規程集 29）に基づき消火設備点検、学生参加の消防避難訓練を年 1 回行っている。

学内の防犯対策は、正門受付に日中は事務職員、夕方から夜にかけては警備員、深夜は機械警備に切り替えて警備をしている。

コンピュータシステムについて、パソコンのウイルス対策及びアクセス制限のセキュリティ対策は十分に管理されている。ウイルス対策ソフトを使用し感染を防いでい



る。学内 LAN については教室と事務室のネットワークを分離して不要なアクセスを遮断している。また、ドメイン管理により外部メディアへの書き出し制限などを行い、情報漏洩を防いでいる。非接触 IC チップ搭載の職員証で各職員のコンピュータへのログイン管理、プリントアウト管理を行い、パソコン廃棄の際には不要なデータを消去して万全を期している。本学の Web サイト及びメールは学外のサーバを使用している。無線 LAN では、パスワードによる接続管理と共に学内回線である有線 LAN と独立することで、セキュリティを高めている。今後も、学習状態や作業効率などを勘案しつつ、適宜ネットワークやパソコンへの負荷を考慮した適切なセキュリティ対策を進めて行く。

コロナ発生後はソーシャルディスタンスを守るため、教室のパソコン台数を減らし、十分な間隔を取ると共に天窓を開けるなどして十分な換気を行うこととした。

省エネルギー対策として、5月から10月にクールビズを、11月よりウォームビズを実施し、省エネルギー対策に取り組んでいる。

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

### <根拠資料>

提出資料 2. 学生便覧 7. シラバス 2020

備付資料 47. 学内 LAN の施設状況①、学内 LAN の敷設状況②  
48. マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

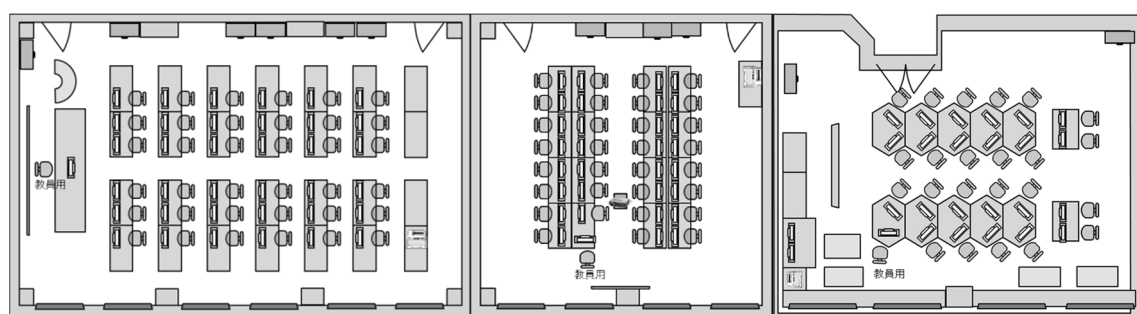
### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では情報教育関係の教室や機器、学内 LAN (備付-47) などを整備し、管理のための教員、技術員を配置している。機器やソフトウェアの更新にも力を注ぐと共に、

授業などでの活用のために無線 LAN や専門分野での情報機器の拡充を行っている。また、学園トータル情報システムとして開発された「キャンパスプラン」を導入し、オープンキャンパスの管理や入学後の履修と情報教育の支援を行ってきた。本学で導入されている Web シラバスシステム（学内からのみの入力）をより利用しやすく、成績情報の入力を可能にし、閲覧に限って外部からのみ可能とするなど、改善を進めてきた。加えて本学 Web サイトに SSL 証明を導入することでセキュリティの安全面を保証した。現段階では、入力等その他の機能は学内のネットワークからのみを可能とすることで、ヒューマンエラーも出ないように、セキュリティは強固なものとなっている。将来的には外部からの安全な入力体制を整える予定である。

情報教育に直接関係するハードウェア及びソフトウェアの技術的支援体制は比較的充実している。一般教養の分野での情報教育として、情報処理実習室（備付-48）の 2 部屋（A302 教室 36 席・A303 教室 31 席）はオフィス系と位置づけ、Microsoft Office を中心としたオフィス系の講義を行っている。現在、多様性を考慮し、A303 教室のパソコンを Windows10 の機種へと変更した。Office については全てを 2016 とし、利用できる環境を構築した。

一方、専門分野での情報システムの利用については、アパレル CAD 実習室である教室 1 部屋（C502 教室 23 席）を情報処理教育の面からはデザイン・画像処理系と位置づけ、デザイン系ソフトを導入することで学習環境を充実させるとともに、これらを活用した授業を行っている。併せて非常勤講師などのための貸出ノートパソコンやプロジェクターの充実を図り、情報教育の環境整備を進めた。また、近年のスマートフォンやタブレットの普及に伴い、授業での活用を目的として無線 LAN を導入している。さらに、教育課程編成からなるコースの特色と必要性に応じて、タブレット及び無線 LAN を活用した資格試験・就職対策などを行っている。

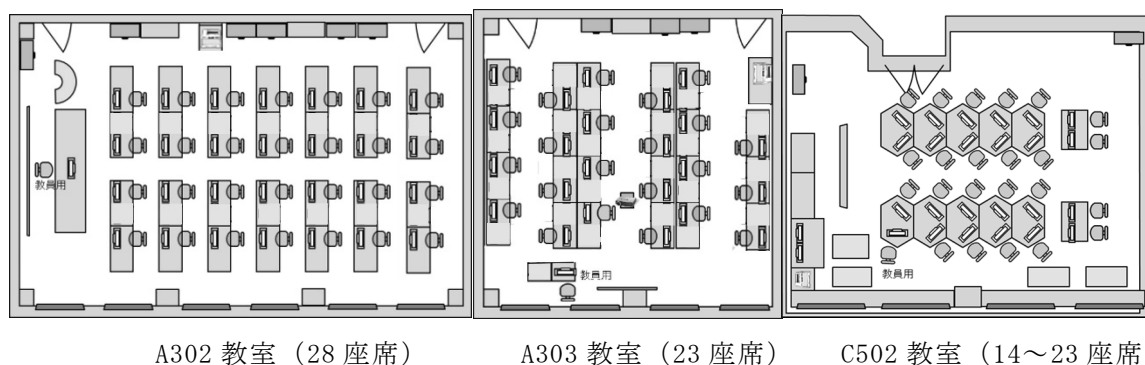


A302 教室 (36 座席)

A303 教室 (31 座席)

C502 教室 (23 座席)

コロナ発生後は、ソーシャルディスタンスを保つため、A302 教室を 8 台減らし 28 席に、A303 教室も 8 台減らし 23 席に、C502 教室は人数が増えることを考え、パソコン自体は撤去せずに基本的にひとつずつ開け、約 14 席として開講することとした。



情報教育の実践としては、全学生を対象として教養的情報教育を行い、活用能力を習得させている。平行して全学生に情報技術のトレーニング機会を提供し、その向上に務めている。また、検定試験の受験などを推進することで目的を明確にし、授業時間外に情報処理実習室を解放することにより、自主的な学習環境を作っている。

さらに、教員・職員に対しても情報処理委員会が主催してコンピュータ利用の講習会などを通じて技術的能力の向上を図っている。教学、就職、図書館などの業務に対しては直接、ハードウェア・ソフトウェア両面から技術的支援を行い、教員にはプロジェクターを使用したプレゼンテーションや視聴覚機器を使用した授業ができるように研修会を開催している。

これらの情報教育のための情報機器・設備の維持、整備には毎年かなりの予算を投じ、適切な状態を保持できるように努めている。パソコンやプリンタ等のハードや Windows やアプリケーション等の新たなバージョンのリリース時期に合わせ、機器の入れ替えやバージョンアップなどを計画し、適切な維持・管理を行っている。これら学内での管理・整備は情報処理委員会で方針を定め、教員 2 名、専門職員 1 名で対応している。サーバなど重要機器は、適切な保守契約を締結し外部専門家による月 1 回の定期的なメンテナンスも行っている。また、急な問題発生の際には即時対応やメンテナンスにも外部専門家を交え対応している。

学内 LAN においても、教室、事務室、研究室などのデータ管理やインターネット利用などを行うため適切に整備を行っている。有線 LAN を学内回線専用とする一方、自由度の高い授業を行うべく学内回線とは独立した無線 LAN を整備している。学生の個人情報や学内情報を扱う回線と無線の回線を分けることで、セキュリティを向上させた運営を行っている。また、セキュリティ面では、非接触 IC チップ搭載の学生証・教職員証とすることでアクセス管理やプリント管理などを行っている。この学生証には manaca を採用しており、学内での現金利用を無くした運営を行っている。加えてコロナ後の対策として、遠隔授業も耐えられるよう、無線 LAN を最新のものに敷設し直した。

情報の専門職以外でも、教学課、就職進路課、図書館などで情報処理技術を使用し、履修、就職、図書検索などの学生支援、ハイビジョンホールなどの視聴覚機器の整備を行うとともに、それぞれの部署で利用技術の向上を図っている。教員も、新たな設備導入の際には講習会やマニュアルを熟読し、新しい情報技術を扱えるようになり、より効果的な授業を実施している。

語学学習に特化した CALL 教室は無いが、パソコンやプロジェクター等の完備された情報処理実習室や、視聴覚機器の配備されたハイビジョンホール・図書館等の他、教育編成過程・実施の方針に基づいて茶道実習室、ネイル実習室、チャペル（ブライダル実習室）、美容実習室、被服構成実習室、メイクアップ実習室、調理実習室、製菓・製パン実習室、ダンス、バレエ、フィットネスのためのスタジオ I・II、(声優)スタジオ、などの特別教室があり学習環境が整えられている。各教室において無線 LAN やタブレットを活用した様々な学習が行われている。

本学 Web サイトは常に最新情報に更新し、最新情報の配信に努めている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

施設・設備の充実や情報系職員の増員を図っている一方、情報機器やソフトウェアの老朽化などは急速に進んでおり、それに対応した予算措置は十分とは言えない。情報技術の利用法を高める支援体制の整備として、機器配備、一般的な情報機器のデジタル化、情報量増加に伴うマルチメディアコンテンツの利用のための電子書籍化などの検討が必要である。現在、情報系職員は充足しているが、今後さらなるデジタル化が進むにつれ、学内 LAN の充実や、日常的な維持管理、より設備の充実を図ることで人材の不足が懸念される。今後のこれら専門的な知識、技術を持った人材の確保と人材育成が課題である。

また、災害時の迅速で的確な復旧を可能にするための学内 LAN の強化、人員の確保や管理の強化を進め、全学的な見直しが必要である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

情報教育関係の教室、機器、学内 LAN などを整備し、管理のための教員、技術員を配置している。キャンパスプランによる情報教育の支援を行っている。学生情報を管理するサーバを一新し、ファイルサーバを増設。加えて有線 LAN の回線速度を向上することで、教育環境が向上している。また、情報処理実習室 2 部屋の位置づけを、Microsoft Office を中心としたオフィス系、アパレル CAD 実習室を、アパレル CAD を中心としたデザイン・画像処理系と明確にし、ハードウェア、ソフトウェア面を充実させることで学習環境と授業内容の向上を図っている。加えて無線 LAN を活用した資格試験・就職対策などを行っている。全学生及び教員、職員に対して、教養的情報教育や技術的能力の向上を図っている。各業務での技術的支援や視聴覚機器の活用を推進している。学生には情報技術のトレーニングの機会を設け、自主的な学習環境を作り出している。

情報機器、設備の維持・整備にも力を入れている。情報機器の管理・保守に教員 2 名、専門職員 1 名を配するとともに、保守契約により学外の専門家による定期的なメンテナンスを行っている。データ管理や適切なインターネットの利用を行うとともに、学内専用の有線 LAN と、学内回線とは独立した自由度の高い無線 LAN を構築し、セキュリティを向上させた運営を行っている。また、IC カードを用いた学生証・教職員証によるアクセス管理・プリント管理を行っており、manaca を採用している。

各部署でも情報処理技術を使用し、履修、就職、図書検索などの学生支援やハイビジョンホールなどの視聴覚機器の整備を行うと共に、利用技術の向上を図っている。また、情報処理委員会が主催して、コンピュータ利用の講習会を開いている。

情報を配信するため本学 Web サイトは常に最新情報に更新している。

現在、情報処理実習室のパソコンを順次最新の OS となるよう入替を計画している。教育面及び予算面の都合、年度毎に 1 教室単位で、夏季休暇期間もしくは春季休暇期間で順次入れ替えたいが、予算面から、まずは事務職員用のパソコンを先んじて入れ替えることで学生の学習環境補佐を強力なものとした。加えて、現在シラバスの投稿は学内者のみシステムを利用しており、非常勤講師はエクセルデータによる提出であるため、来年度に向けて外部からシラバスを入力できるように検討している。

今後、古いアナログ設備の更新を続けるとともに、学内 LAN や教室のシステムの機能を強化する必要がある。タブレットを教育編成過程・実施の方針に基づき必要なコースの学生には 1 人に 1 台ずつ担当しており、それにより幅広い学習環境を構築していく。

システム管理者の確保や管理体制は引き続き整えていくとともに、各部署の知識、技術を向上させることで、学習環境のサポート体制を確立する。さらに、本学 Web サイトは常に新しい情報を発信し、学生への理解を深めていく。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### <根拠資料>

- 提出資料 9-1. 資金収支計算書・資金収支内訳表 9-2. 活動区分資金収支計算書  
9-3. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 9-4. 貸借対照表  
10. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]  
11. 事業活動収支計算書の概要[書式 2]  
12. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[書式 3] 13. 財務状況調べ[書式 4]  
14. 学校法人山田学園 経営改善計画（2018～2022 継続 4 年目）  
15. 2020（令和 2）年度事業報告書  
16. 2021（令和 3）年度事業計画書 17. 収支予算書
- 備付資料 49. 寄付金募集についての印刷物 50. 財産目録及び計算書類

### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

- ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

①過去 3 年間における学校法人全体の資金収支差額の状況は、2018 年度 9,795 千円 2019 年度△69,408 千円 2020 年度△175,414 千円である。また事業活動収支差額の状況は、事業活動収入 2018 年度 1,192,002 千円 2019 年度 1,159,008 千円 2020 年度 954,086 千円、事業活動支出 2018 年度 1,182,394 千円 2019 年度 1,229,558 千円 2020 年度 1,129,501 千円であり、事業活動収支差額については、2018 年度 9,608 千円 2019 年度△70,550 千円 2020 年度△184,369 千円である。

②2018 年度においては、資金収入が資金支出を上回っていたが、2019 年度以降についてはいずれの年度も大幅な支出超過である。このような支出超過の原因は、1. 入学者数の減少による学生生徒納付金の減少、2. 施設設備の老朽化が進みこれに対応するための修繕費が嵩んでいること、3. 入学者確保のための学生募集関連設備費（SNS 等情報発信機器等）の導入である。なお、入学者の確保については、学生募集関連設備（SNS 等情報発信機器等）を充実したことにより入学者の確保に向けて募集活動の強化を図ったところである。

③～⑥過去 3 年間における学校法人全体の貸借対照表の状況は（提出-12）に示すとおりである。2020 年度における外部負債（借入金・未払金）は 1,435,031 千円であり運用資産（現金預金）は 195,681 千円である（提出-12）。このような状態がさらに続けば健全な財政状態をさらに悪化させることが見込まれることから早急に経営状況を改善（学

費の確保・経費の節約等)し、資金調達の手段についても改善を行い、健全な状態を維持・向上させたい。なお経営判断指標に基づく経営状態についても現在 B2 の段階であり早急に正常状態に移行し、さらには短期大学におけるより一層の存続を可能とする状態を確保することが責務と考えている。

退職給与引当金については目的どおりに引き当てられている。

⑦資金運用に関しては、現在のところ行われていない。

⑧過去3年間の教育研究経費比率の状況（短期大学分）（提出-14）

教育経費比率 2018年度 38.12%2019年度 34.59%2020年度 37.26%

⑨教育研究用の施設設備及び図書等の学習資源についても必要なものは計画的に予算計上し、適切に配分している。

⑩～⑪公認会計士の監査にたいしては、積極的な協力体制をとっている。また当該監査にかかる公認会計士の意見及び指導に対しては、担当の財務担当職員がその都度適切に対応している。このことから、学校法人全体の財務諸表は、その適正性が確保されている。寄付金に関しては、現在は修学支援及び教育研究設備の充実を目的とした募集を行っており、文部科学省より特定公益増進法人の証明書の送付を受けている。また集まった寄付金は、総務課において管理簿により適切に管理し募集目的に沿って使用し、寄付金募集実績報告についても適切に報告している。

⑫～⑬本学の過去3年間の入学定員充足率及び収容定員充足率は、入学定員充足率については2018年度 96.2%2019年度 74.8%2020年度 82.1%であり収容定員充足率についても、2018年度 89.5%2019年度 85.7%2020年度 77.9%を維持しており修学支援制度における機関要件の直近3年度における収容定員充足率を満たしている。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

## [注意]

## 基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

## ＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

学校法人山田学園は名古屋文化短期大学と名古屋ビューティー専門学校を設置している。名古屋ビューティー専門学校においては、学生数の減少が教育活動収支の赤字の原因となっている。短期大学においては、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）においては教育活動資金収支差額において 3 か年のうち 2 か年以上の赤字はないものの外部負債の約定年限内の返済について 10 年以内の返済に問題を残している所である、このことを踏まえ令和 5 年度までの文部科学省への中長期改善計画を提出しており、この中において①外部負債 10 年以内の返済②修正前受金保有率 100%未滿からの脱却③経営収支差額の黒字幅の増及び積立金率について改善を目指し最終的経営判断指標の目標を正常状態（A3）とする。

- (a) 平成 30 年度～令和 4 年度(5 ヶ年)経営改善計画(提出-14)において中・財務計画を文部科学省に提出(B2～A3 への目標計画)
- (b) ①入学定員の安定確保を図ること。(経過については、特記事項に記入及び経営改善計画の概要(提出-14)P2 実施計画の数値目標  
②財務計画の不整合を見直し、正確な財務予測ができるよう改めること。財務計画表の作成に当たり予算書及び決算書との正確な突合を行い、後年度事業計画の作成に当たっても不突合が生じないようにする。  
(文部科学省学校法人経営指導室経営指導第二係に改善状況報告書提出済み)

## ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

資金収支における収入の増額については、入学定員の確保を最大限の重要事項と考えており、学生募集活動の積極的改善を図る、また支出については必要経費の見直し等について検討している。

## ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

名古屋文化短期大学においては、入学定員の充足率については、平均 80%を確保しているところであるが、今後の学生募集において、より確実な実績を構築するために学生に寄り添った教育内容の改革と国際化を基本に令和 4 年度より国際教育の充実をはかることを目的に学内施設として国際センターを（令和 3 年）立ち上げ、国際社会での学位取得を目指すべく文部科学省のガイドラインにそって 3 大学共同グローバルプログラムを展開している。



**<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>****(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

法人全体の経営改善を目標に学生募集活動においてIT関連のツール等の利用の促進を計り財源の確保については、一応の効果を得たが、前回課題とされた専門学校の収支改善についても専門学校独自の資格取得等を全面的に押し出し学生募集の確保を行うこととした。

FD・SD活動の充実について、FD委員会を開催し、授業参観の実施、授業の質の向上に努めている。また、授業アンケートは全授業で実施しており、集計し、教員へフィードバックして授業の質の向上に努めている。SD委員会を開催すると共に、FD・SD講習会を年2回開催し、教育、研究活動の支援を行っている。

障がい者のためのバリアフリー対策として、通路等の小さな段差を埋める施策と、地下へ下りる階段の一部へ手すりを設置した。車いすで使用できるトイレが1か所あるが、今後もさらなる改善、設置を進める。

カリキュラム・マップを作成し、学習の内容や科目間の関連性をわかりやすくすることができた。

コンピュータシステムのセキュリティについてウィルススキャンが過剰気味であった部分を、必要なセキュリティを守りつつ軽いシステムへと移行した。また、これら強固なセキュリティのデメリットとしてユーザビリティが低いことが問題となっていたが、現在はユーザビリティの向上のため、外部記憶媒体扱い誓約書の提出により、USBメモリへの書き出しを必要に応じて許可しており、教職員向けの情報処理講習会などを経てリテラシーを向上し、セキュリティの質を保っている。導入を予定していたタブレットを学生全員へ配布し、学内無線LANの増設を行った。

また、課題であった専任教員の年齢構成の偏りは改善され、若い世代が増えたことにより、ベテランから中堅、若手とバランスの良い構成となった。また、教員の職位についても改善された。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

外部資金の確保については、「私立大学等改革総合支援事業」タイプ1society5.0に採択されており、今後タイプ4「社会実装の推進」の申請を目指す。

また、学内における情報化の推進においては情報系に特化した(情報セキュリティやネットワークに関する高度な知識や技能を備えた)職員の増員を図っているところである。なお情報機器やソフトウェアの老朽化などについては急速に進んでおり、それに対応した学内における予算措置については苦勞しているところであり、文部科学省における、施設環境整備等の予算処置に期待しているところである。

教職員については、経営状況の改善を進める中、専任教員、職員の増員は難しく、現状の人員内で適任者を育成していくことも重要だと考える

本学は開学して70年になる。校舎の老朽化に伴う修繕が必要な個所が増えてきている。今後も増えてくることを考えると、維持管理の費用が課題となるが、経営改善に取り組みつつ、改修、修繕の予算を計画的に配分し、整備を進められるようにしたい。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

#### <根拠資料>

提出資料 18. 学校法人山田学園寄附行為

備付資料 51. 理事長の履歴書 52. 学校法人実態調査（写し）

53. 理事会議事録 67. 評議員会議事録

備付資料—規程

2. 学校法人山田学園事務組織規程

#### [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人山田学園寄附行為（提出-18）第5条の規定により、理事5名・監事2名としており、令和3年度は規定どおりで構成している。

理事長山田美智子は平成9年から本学に勤務、平成30年より理事長に就任、18歳人口の減少及び4年生大学志向における短期大学進学者の減少という情勢の中で、国際理解教育等グローバル化の推進を行うなど学園の運営に尽力してきた。すでに行われてきた海外教育機関との学術交流協定をはじめポートランド・コミュニティ・カレッジと姉妹校提携等米国でのホームステイや語学研修プログラムを構築、現在では3大学（日本・台湾・英国）で学位取得を目指すことの可能な3大学共同グローバルプログラムを実施し、国際社会において活躍できる人材の育成を目的に専門的教育を推進し学内外に本学の建学の精神及び理念・目的を広めるなど、学園の発展に尽力・貢献している。

#### A 理事長のリーダーシップ

理事長は常に学校法人を代表し、その責任を果たしている。また、理事長の業務に精通し、業務全般について方針を示し、その実行を指揮、監督している。理事長は毎年5月に監事の監査を受け、理事会の議決を得た決算及び事業実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、学校法人の活動方針、予算・決算、人事など主要な業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。理事長は理事会を招集し、議長を務めている。理事は自己点検・評価委員として本学の自己点検・評価報告書の作成に参加し、第三者評価を積極的に受け止め、改善のための対応をしている。

以下に理事会の開催状況を示す。

#### 理事会の開催状況・議題（令和2年度）

開催年月日	理事(5名)監事(2名)の出席状況	主な議案
令和2年5月26日	理事5名 監事2名	・2019年度決算書・事業報告書及び監査報告 ・新規借入について
令和2年9月25日	理事5名 監事2名	・2020年度学生募集状況について ・2020年度就職活動状況について

理事会は弁護士を顧問とし、学校経営に関する法的問題や財務の健全化について意見を聴き、参考としている。また、私立短期大学協会の総会等に参加し、学外からの情報を収集している。

理事会は学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に従い、平成22年度12月より教育情報をWebサイトで公開し、財務情報は平成25年度よりWebサイトで公表している。役員の選任は、私立学校法第38条及び学園寄附行為に従って行われている。理事は、学長・校長より2名以内、評議員より1名、理事会から2名以内及び1名については学外者の計5名、監事は2名の学外者で構成されている。理事の選出にあたっては学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規程を準用している。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

学生募集の強化及び予算執行において徹底的な経費の見直し等、厳格な査定を行い、

財政の健全化を図ると同時に、明確な中長期財務の健全化計画を立てたいと考える。

#### <テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は学校法人の運営にリーダーシップ（特に国際化に伴うグローバル教育）を發揮しており、そのもとで理事会は業務の執行を適切に行っている。

#### [テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

##### <根拠資料>

###### 提出資料

備付資料 34. 教員個人調書 35. 教育研究業績  
55. 教授会議事録 56～65. 委員会等の議事録

###### 備付資料—規程集

3. 名古屋文化短期大学事務組織規程  
67. 名古屋文化短期大学学長選任規程  
49. 名古屋文化短期大学教授会規程

#### [区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを發揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審

議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として日常的に教学運営の職務遂行に努め、強力なリーダーシップを発揮している。学長は、人格が高潔で学識に優れ、大学運営に関して全教職員から、信頼されており、建学の精神に基づき、教育の質保証及び国際化に向けて、常に努力を重ねている。教授会は、助教以上の全教員、部局長及び一部の課長で構成され、教育研究上の重要事項を審議している。教授会の議事録（備付-55）は整備されている。

教授会は、学習成果を上げるために、カリキュラム作成、教員人事、学生指導など多岐にわたる教育研究上の問題を審議している。学長は教授会の下に教員の資格審査、自己点検・評価、教務、学生、図書、就職進路、国際理解推進、研究紀要編集、情報処理その他の委員会を設置し、設置規程等に基づいて個別の問題を審議、検討、実施させている。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長が強いリーダーシップを発揮して本学を牽引していく環境においては、教員組織と事務組織との融合が不可欠であり、特に教員組織を支える事務組織の強化を考え人員配置を考慮したい。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は本学の運営全般（国際化に特化したグローバル教育及び学生確保）にリーダーシップを発揮している。教授会は教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

##### <根拠資料>

提出資料 18. 学校法人山田学園寄附行為

備付資料 67. 監事の監査状況                      68. 評議員会議事録

備付資料 規程集

#### [区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。

- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、学校法人の業務及び財産の状況を監査法人とともに適宜監査を行っている。理事会において業務及び財産の状況について、理事会に出席し意見を述べている。毎会計年度、監査報告書を提出し、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員に提出している。以下に監事の監査状況を示す。

#### 監事の監査状況（令和2年度）

年月日	内容
令和2年5月26日	理事会・評議員会に出席。 2019年度決算・事業報告・監査報告
令和2年9月25日	理事会に出席。学生募集、就職状況について

上記以外に毎月 1 回程度監査委員会（備付-66）を開催し、短期大学及び専門学校の財務状況及び教務関係の報告を受けて検討をしている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

#### <区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は学校法人山田学園寄附行為第 19 条の規定に基づき、学長、校長、学識経験者、職員、同窓会、及び保護者から 15 名が選出されており、理事 5 名の 2 倍を超えている。また私立学校法第 42 条の規定のとおり、評議員会は理事会の諮問機関としての機能を果たすため、あらかじめ評議員会の意見を聞く体制で運営をしている。また、理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、理事会と評議員会は情報共有を図っている。以下に評議員会の開催状況を示す。

#### 評議員会の開催状況・議題（令和2年度）

開催年月日	評議員の出席状況	主な議案
令和2年7月10日	現員14名 出席5名 委任状9名	・2019年度決算書・事業報告書及び監査報告 ・新規借入について

**[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

#### ＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

総務部は、毎年度 12 月ごろから次年度の事業計画と予算について関係部署の意向を聴取し、3 月に事業計画と予算案を作り、理事会及び評議員会で審議、決定している。決定した事業計画と予算は各部署に指示し、年度予算を適正に執行している。

予算の執行については、3 カ月ごとに理事会にその状況を提出し、意見を聴いている。また、日常的な出納業務を円滑に実施するために、月次試算表を財務・総務で作成、理事長に報告をしている。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財産状況を適正に表示している。また、公認会計士の監査意見には適切に対応している。

資産及び資金の管理と運用に関しては、学校法人会計システムを用い、管理台帳及び資金出納帳を作成し、安全かつ適正に管理している。また資産運用については、資産運用規程に従って、金融機関等への円建て預金、元本保証の金銭信託、及び国債に対象を限り、理事会の承認を得て運用している。

寄付金は、同窓会及び保護者によるものが多い。その管理は適正に行っている。また学債については発行をしていない。

月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。理事会で教育情報及び財務情報の情報公表規程を作成し、公表内容について検討した上で公表している。教育情報については平成 12 年度より、財務情報については、25 年度より Web サイトで公表している。

#### ＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事はその任務を果たすべく、引き続き理事会に積極的に出席し、また日常的に学園の業務状況を把握するよう努力すべきであると考えます。

理事会は、保護者、同窓生、学外有識者などの評議員に学園の状況を積極的に説明し、その意見を学園の運営に反映させていくよう努力すべきであると考えている。

学校会計システムのサーバ管理を十分に行い、データの安全性を確保する必要がある。

#### ＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

監事の活動及び評議委員会の運営は適切に行われており、事業計画、予算執行、情報公開など学園のガバナンスも機能している。

**<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>**

従来の習慣的運営法に代わり、諸規程を整備して運営の公明性、透明性を図る。また、厳密な支出の査定を行い、財務の健全化を図る。

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況**

理事及び監事は、寄附行為に定めたとおり選任し、それぞれの経歴等に鑑みてバランスよく構成されており、理事会は適切に運営している。評議員は、寄附行為に定めたとおり選任しそれぞれの経歴等に鑑みてバランスよく構成されており、評議委員会は適切に運営している。今後は、理事、評議員相互の一層の連携を図って活性化させていく。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

教育内容の充実・学生獲得に関する学生募集活動のより一層の改善等及び経営改善計画（文部科学省提出平成 30 年度～34 年度（5 ヶ年））に沿った経営改善を推進しているところである。









学校法人山田学園  
名古屋文化短期大学  
機関別評価結果

令和4年3月11日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 名古屋文化短期大学の概要

設置者	学校法人 山田学園
理事長	山田 美智子
学 長	成瀬 正春
A L O	太田 寿江
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	愛知県名古屋市東区葵 1-17-8

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
生活文化学科	ビジネス専攻	100
生活文化学科	服飾美容専攻	100
生活文化学科	フードビジネス専攻	90
	合計	290

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	生活文化専攻	30
専攻科	生活学専攻	60
	合計	90

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

名古屋文化短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和2年7月23日付で名古屋文化短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神を様々な形で表現し、学生便覧、ウェブサイト等を通して学生周知・対外周知に努めている。地域・社会への貢献にも、生涯学習の提供や連携イベント、学生ボランティア等、積極的に取り組んでいる。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて定めており、外部評価委員会等において、学科・専攻課程の人材養成の目的が地域・社会の要請に込んでいるか点検を行っている。

学習成果は、教育目的・目標を基に定め、卒業認定・学位授与の方針において示している。また、各教育課程に組み込まれ、各科目における到達目標の設定、履修による具体的な学習成果の目標といった形で明確化されている。三つの方針は、ウェブサイト等を通して公表している。

自己点検・評価活動については、学内で規程・組織を設け、定期的に行っているが、本年度認証評価において提出された「自己点検・評価報告書」は現行の短期大学評価基準に従って作成されておらず、点検・評価体制が整備されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教育の質保証は、国家資格、各種検定の教育課程への組み込み等もあり、これを活用するほか、学生自身・教員側の双方から学習成果確認のアセスメント手法を導入している。

卒業認定・学位授与の方針は、専攻課程ごとに定めており、教育課程編成・実施の方針は、短期大学全体の方針を定め、学生便覧等に記載され、公表されている。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成しており、習熟度別のクラス編成や諸テストに基づく効果の測定を行い、成長の可視化に努めている。また、各コースにおいての専門的資格取得が推奨され、実践的な生活力を育成する職業教育にも努めている。

入学者受入れの方針は、短期大学全体の方針を定め、学生募集要項等に示し、学内外に公表している。なお、評価の過程で、学生募集要項において募集人員を専攻課程ごとに明記していないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学習成果の獲得に向けて、学生の「学習自己評価シート」、「学習成果振り返りシート」

のほか、コースごとにまとめた「学習成果に関する報告書」等を用いて、教育目標の達成状況を把握し、学習支援を行っている。学習の動機付けのために、学年始めのオリエンテーションや各学期の成績発表時にガイダンスを行い、履修指導を行っている。

学生の生活支援は、教職員が綿密に関わり、学生の健康管理やメンタルヘルスケアには専門職員を配属し対応している。学内のキャンパス・アメニティーは充実し、各種奨学金制度を有しており、障がいのある学生や留学生のための教育環境を設け、多様な学生への支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。学科の特性から非常勤教員数が多い。研究については、研究成果を発表する場や機会を設け、FD 活動に関しても規程を設けて実施している。

事務組織の責任体制は、規程により明確化されており、他部署、外部との交流も積極的に行われている。教職員の職務充実が、業務改善と同時に、学生の教育・支援に貢献している。労働基準法に基づく就業規則等を整備し、周知している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、教育・学習に適切な設備を有している。施設管理も適切に行われ、システムのセキュリティについても対策を取っている。

情報技術の向上に努め、学生、教職員にそれぞれの能力向上の機会を提供している。

財務状況は、運用資産に比べて外部負債が多く、また流動比率も低く、安定した財務基盤の確立を図る必要がある。

理事長は、学校法人の運営に責任を負っている。学校法人の運営に必要な規程は整備されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。なお、評価の過程で、理事会において予算及び事業計画が審議されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、教学運営の最高責任者として日常的に教学運営の職務遂行に努め、リーダーシップを発揮している。教授会は学長の統督の下、教育研究上の審議機関として適切に運営しており、学長もその任を果たしている。

監事は、業務監査を行い、監査報告書を提出している。監査委員会も開催されており、監査計画の策定により短期大学の運営計画にも反映されている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える評議員をもって構成されている。なお、評価の過程で、評議員会において予算及び事業計画が諮問されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報、財務諸表は、ウェブサイトを通して公表しているが、評価の過程で、「監査報告書」、「事業報告書」及び「役員に対する報酬等の支給の基準」が公表されていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な

改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 外部評価委員会から短期大学の人材養成が地域要請に込んでいるか意見聴取し、客観的な評価を基に点検している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 成績評価の基準は学生便覧に明記するとともに、教員側にも評価の基準を示す文書を成績提出時に毎回配布し、意識の共有化を図っている。成績を提出する際には、「学習成果に関する報告書」の提出を義務付けており、この中で教員と教学課が各科目の成績の分布状況を把握できるようにしている。

[テーマ B 学生支援]

- 基礎学力不足等で授業に付いて行けない学生に対して、毎週、補習として「チュータリング」の講座を設け、学力向上を図っている。また、優秀な学生には外部コンテストへの参加を勧め、能力向上を図っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神は、学内において学生便覧等、また、各種対外的な媒体で様々な形で記載されている。ただし、これが最も根拠となる文言であるという定式化されたものがなく、明確な表現で示すことが望まれる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 専攻課程ごとの入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針が定められていない



ため、専攻課程ごとに策定し、明示する必要がある。

- シラバスにおいて、集中講義科目等のシラバスが作成されていなく、成績評価の欄に出席の有無を評価に加える表記があるので、改善が望まれる。
- 15 週目の授業に定期試験が組まれている科目が散見される。1 単位当たりの授業時間が確保されていないため、改善が望まれる。

[テーマ B 学生支援]

- 学習支援の一環として進路変更、研究目的変更のため、専攻課程、コースの変更を認める制度は学生の卒業に向けた支援と思われるが、転専攻課程、転コースのための規程を定めることが望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 一部の専任教員の学位及び業績等に関する情報の公表が不十分であるため、改善が望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 前回の認証評価結果においても「自己点検・評価報告書」の作成不備について指摘されていたにもかかわらず、本年度認証評価において提出された「自己点検・評価報告書」は現行の短期大学評価基準に従って作成されておらず、点検・評価体制が整備されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、内部質保証により一層取り組まれたい。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、学生募集要項において募集人員を専攻課程ごとに明記していないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、自己点検・評価を適切に行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれたい。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況は、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 1 年間、経常収支が支出超過であり、運用資産に比べて外部負債が多く、また流動比率も低い。改めて策定さ

れた経営改善計画により、安定した財務基盤の確立を図る必要がある。当該事項については改善意見を付し、本協会が指定する期日までに改善状況に関する報告書の提出を求めることとする。

#### **基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、理事会において予算及び事業計画が審議されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まれない。

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員会において予算及び事業計画が諮問されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まれない。

- 評価の過程で、私立学校法において公表が義務付けられている「監査報告書」、「事業報告書」及び「役員に対する報酬等の支給の基準」が公表されていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令を遵守し、情報公表・公開に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は様々な形で表現し、学生便覧、ウェブサイト等を通して学内外に表明している。ただし、これが最も底本となるという定式化されたものがないので、明確な表現で示すことが望まれる。

地域・社会への貢献として、生涯学習機会の提供や地方公共団体、企業、教育機関との連携イベントの開催、学生のボランティア活動等、積極的に取り組んでいる。効果に基づく継続性、成果の効果的な引き継ぎ・蓄積等が今後の課題である。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいて定めており、外部評価委員会等において、学科・専攻課程の人材養成の目的が地域・社会の要請に込んでいるか点検を行っている。

学習成果は、教育目的・目標を基に定め、卒業認定・学位授与の方針において示している。また、各教育課程に組み込まれ、各科目における到達目標の設定、履修による具体的な学習成果といった形で明確化されている。短期大学としての三つの方針を一体的に策定し、ウェブサイト等を通して公表している。

自己点検・評価活動は、規程に基づいて定期的に行っており、自己点検・評価報告書はウェブサイト等を通して学内外に公表している。なお、本年度認証評価において提出された「自己点検・評価報告書」が現行の短期大学評価基準に従って作成されておらず、点検・評価体制が整備されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育の質保証については、教員側、学生側ともに様々な報告書やシート等を導入して、学習成果を可視化し、測定する努力をしている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は定めており、学位授与は、この方針と学則に従って行われている。専攻課程別の卒業認定・学位授与の方針は、令和2年度に検討され、カリキュラム・マップに明示され、令和3年度には、学生便覧に明示した。教育課程編成・実施の方針は、短期大学全体として定めており、専攻課程ごとに定めていないため、改善が必要である。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成され、カリキュラム・マップに

より、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連性が明示され、CAP 制も導入されている。より高度な職業的能力を身に付けるために、それぞれのコースで定める専門科目が配置されている。

成績評価は、厳格に行われている。シラバスにおいて、集中講義科目等のシラバスが作成されていなく、成績評価の欄に出席の有無を評価に加える表記があるので、改善が望まれる。また、15 週目の授業に定期試験が組まれている科目が散見されるため、改善が望まれる。

教養教育の効果の測定は、科目による習熟度別クラス分けをはじめ、授業内テスト、情報処理検定、TOEIC IP テストで行っているほか、入学時と卒業前には「社会人基礎力チェックシート」で 5 段階評価を実施し、可視化の試みを行っている。

職業教育は、専門的な資格取得が推奨されており、それぞれの科目に対応した資格の受験を促し、取得状況についても把握されている。就職先を対象にアンケート調査を行い、職業教育の効果が現場でどの程度評価されているかを確認し、その結果を改善へつなげている。

入学者受入れの方針は、学生募集要項に記載し、入学前と入学後のミスマッチが起こらないよう、育成する人材の目標を掲げている。ウェブサイトにも同様の内容を掲載し、学内外に情報提供を行っている。しかしながら、専攻課程ごとの入学者受入れの方針は、明示されていないので、改善が望まれる。なお、学生募集要項において募集人員を専攻課程ごとに明記していなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

単位をはじめ、学位等の取得率、各種資格の取得率、卒業時の課題等の評価により、学習成果の定量的把握に努めている。また、ウェブサイトを利用して GPA 分布や学生の授業評価アンケート結果等の公表を行っている。

卒業後評価は、卒業生の就職先及び卒業生を対象とするアンケートを実施しており、アンケートの結果を参考に毎年、教育課程の見直しを行い、学生の卒業後評価への取組みを行っている。

学習成果の獲得に向けて、学生の「学習自己評価シート」、「学習成果振り返りシート」のほか、コースごとにまとめた「学習成果に関する報告書」等を用いて、教育目標の達成状況を把握し、学習支援を行っている。

学習の動機付けのために、学年始めのオリエンテーションや各学期の成績発表時にガイダンスを行い、履修指導を行っている。新入生向けのオリエンテーションを保護者同伴で実施し、学習の動機付けに焦点を合わせた履修指導や学生生活についてのガイダンスを行い、学生便覧等の配布やシラバスのウェブサイトでの公表を行っている。修学困難な学生に対する対応もきめ細かく実施している。学習支援の一環として進路変更、研究目的変更のため専攻課程、コース変更を認める制度は学生の卒業に向けた支援と思われるが、転専攻課程、転コースのための規程を定めることが望まれる。

学生の生活支援は、教職員が綿密に関わり、学生の健康管理やメンタルヘルスケアには専門職員を配属し対応している。クラブ活動等は、学生の主体性を尊重した合理的な運営がなされている。学内のキャンパス・アメニティーは充実し、各種奨学金制度を有しており、障がいのある学生や留学生のための教育環境を設け、多様な学生の支援を行っている。

就職・進路状況の確認と情報の共有を行ない、就職のための情報処理能力や語学力を習得できる教育課程を編成し、資格・検定試験に対応している。留学・進学に関しては、3大学共同グローバルプログラムを展開している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。採用に当たっては専任教員選考基準、教員資格審査内規に基づき採用している。非常勤教員は第一線で活躍している人を採用し、実社会で役立つような専門科目を担当している。専任教員と非常勤教員との連携により、学生指導が十分に行われている。

研究紀要を年に1回発行しており、研究成果を発表する機会を設けている。研究室、研修日を設けており、研究する時間を確保している。「FDに関する規程」を設けており、規程に基づいてFD活動を実施している。

事務組織の責任体制は、事務組織規程により明確である。事務職員は、各部署の業務紹介や専門知識の解説、他部署との交流、外部研修会への参加等により専門知識を有している。SD委員会を年平均8回開催し、講習会等の内容・運営等に関して検討・実施している。それにより、教職員の職務を充実させ、業務の改善や業務知識を深めることに努め、学生の学習成果の獲得向上や支援を行っている。

就業規則、就業規則施行細則を定め、学内専用ウェブサイトにて閲覧できるようにしており、教職員に周知している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。運動施設・演習室等も各学科・専攻課程に合った設備を有している。教育課程編成・実施の方針に基づき、各コースの実技を修得するための設備を整備している。

固定資産及び物品管理規程、経理規程を定め、固定資産、消耗品等を管理している。火災・地震対策としては、地震防災規程を設け消防避難訓練・消火器訓練を実施している。コンピュータシステムのセキュリティについては、ウイルス対策ソフトのほか、有害なウェブサイトへのアクセスを遮断するなど、対策を取っている。

情報技術の向上のため、全学生にトレーニング機会を提供するとともに、教職員向けには、情報処理委員会がコンピューター利用の講習会を主催し、技術的能力の向上を図っている。

財務状況について、経常収支は、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去1年間支出超過である。流動比率、前受金保有率が低く、また余裕資金に比べて負債も多く、安定した財務基盤の確立を図る必要がある。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の運営に責任を負っている。学校法人運営に必要な規程は整備されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。なお、理事会において予算及び事業計画が審議されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学長は、教学運営の最高責任者として日常的に教学運営の職務遂行に努め、リーダーシップを発揮している。教授会は、助教以上の全専任教員と部局長及び一部の課長で構成されており、学長の統督の下で、教育研究上の審議機関として適切に運営している。また、各種委員会を設置している。課題として、事務組織の強化を考えている点は、教職協働・共同の現在の大学の趨勢にもかなっているが、その方法について検討が必要である。

監事は、適宜監査業務を行い、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。また、毎月一回、監事出席の監査委員会が行われており、年度当初には当該年度の業務内容及び前年度の業務状況の報告が行われ、各月における監査計画を策定し、短期大学の運営計画等に反映させている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える評議員をもって構成されている。なお、評議員会において予算及び事業計画が諮問されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

教育情報は、ウェブサイトで公表しているが、一部の専任教員の学位及び業績等に関する情報の公表が不十分であるため、改善が望まれる。

学校法人の情報は、財務諸表等の一部情報はウェブサイトで公表しているが、「監査報告書」、「事業報告書」及び「役員に対する報酬等の支給の基準」が公表されていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

## 令和3年度 名古屋文化短期大学 自己点検・評価報告書

---

発行日 令和4年5月20日  
発行者 名古屋文化短期大学  
〒461-8610 名古屋市東区葵一丁目17-8  
電話 (052) 931-7112  
<http://www.yamadagakuen.ac.jp>  
編集 名古屋文化短期大学 自己点検・評価委員会  
印刷 昭和印刷株式会社  
〒462-0047 名古屋市北区金城町3-22  
電話 (052) 917-0011

---